

第3次二宮町環境基本計画(案)

令和5(2023)年度～令和14(2032)年度



令和5年3月
二宮町



目次

はじめに	1
二宮町の子どもたちへ	2
第1章 計画策定にあたっての基本的事項	3
1. 第3次二宮町環境基本計画策定の背景	3
2. 計画の位置付け	4
3. 持続可能な開発目標「SDGs」への貢献	5
4. 計画の期間	6
5. 計画が対象とする環境の範囲	6
第2章 二宮町の環境の現状と課題	8
1. 二宮町の概況	8
(1) 地勢	8
(2) 人口・世帯	9
(3) 交通	11
(4) 土地利用	12
(5) 産業	13
2. 二宮町の環境の状況	16
(1) 自然環境	16
(2) 生活環境	19
(3) 地球環境	24
(4) 活動の輪	27
3. 二宮町の環境の課題	30
第3章 望ましい環境像と計画の体系	32
第4章 望ましい環境像を実現するための取組	35
【基本目標1】多様で誇れる自然がいつまでもそばにある「にのみや」の実現	35
【基本目標2】まちがきらきらと美しい「にのみや」の実現	37
【基本目標3】目指せ脱炭素！地球のためにみんなが行動する「にのみや」の実現	41
【基本目標4】あらゆる世代による環境づくりの輪が広がる「にのみや」の実現	44
第5章 3つのトコトンにのみやプロジェクト	46
第6章 計画の推進方法	48
1. 計画の進捗管理	48
(1) 進捗管理の考え方	48
(2) 進捗管理の方法	48
2. 計画の進捗状況の公表	48
3. 計画の推進体制	48
(1) 二宮町環境審議会	48
(2) 庁内での取組	48
(3) 町民・事業者に対する取組	49
(4) 子どもたちに対する取組	49
参考資料	50
(1) 二宮町環境基本条例	51
(2) 第3次二宮町環境基本計画に関する諮問・答申	54
(3) 第3次二宮町環境基本計画の策定経過	55
(4) 二宮町環境審議会委員名簿	56
(5) 将来都市構造図	57
(6) 用語集	58

はじめに

山あり海あり緑あふれる豊かな自然に包まれ、人々の暮らしの拠点として発展してきた二宮町は、自然環境と都市環境が調和した住みよい町であることから、近年では、移住先として選ばれるようになっていきます。こうした魅力ある環境は、先人たちが生み出した知恵や郷土への想いの結集、そして多種多様な町民活動により引き継がれてきたものです。



そうした中、少子高齢化による人口減少という課題に直面する一方、SDGs* (持続可能な開発目標)やパリ協定が象徴するように、地球規模での環境問題が深刻化し、その影響は私たちの身近なところへも迫ると同時に、経済や新型コロナウイルスといった保健衛生の分野など、社会情勢が急速に変化する難しい局面を迎えています。

そこで、この難局を打開し、良好な環境をしっかりと次世代に継承していくためには、行政として様々な課題の解決に向けて、柔軟かつ的確に対応していくとともに、町民や地域、事業者や環境団体等との連携、協働が不可欠です。

二宮町環境基本条例の施行から間もなく四半世紀を迎えることになりますが、第3次二宮町環境基本計画を策定するにあたりましては、過去からの取組を一層強化しつつ、未来を見据えながら、環境づくりの輪を広げていくことを重点に置きました。

コンパクトなこの町の特性を活かしながら、人と人とがつながり、誰一人取り残すことなく、様々な主体が一つひとつチャレンジし、環境行動を積み重ねて行けるよう取組を力強く推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、町民や町立中学校全生徒を対象としたアンケート調査及びパブリックコメントにおいて、貴重なご意見等をお寄せいただいた皆様、そして熱心にご審議を重ねていただいた二宮町環境審議会の委員の皆様、心から御礼申し上げます。

令和5(2023)年3月

二宮町長 村田 邦子





にの みや まち こ

二宮町の子どもたちへ



わたし す にの みや まち ち きゅう
私たちの住む二宮町は、地球にあります。

いま ち きゅうじょう さまざま かんきょうもん だい しん こく じょうきょう
今、地球上では、様々な環境問題が深刻な状況となっていて、これ
は、どこか遠くの国の話ではなく、私たちの身近なところでも感じるよ
うになってきました。

ち きゅうおん だん か かいよう お せん しんりん は かい はい き ぶつ
地球温暖化・・海洋汚染・・森林破壊・・廃棄物(ごみ)・・など。

かんきょうもん だい じん るい せい かつ う だ かんきょうもん だい
環境問題は人類の生活によって生み出されたもので、環境問題がひど
くなってしまうと、私たち人類だけではなく、他の動物・植物などにと
っても、暮らしにくい未来がおとずれてしまうと心配されています。

そのため、さまざまな環境問題を解決していくことで、みなさんを含む未
来の人々が暮らしやすい環境となるよう、今、世界中の人々が目標に
向かって行動をしています。

そこで、二宮町では、暮らしやすい二宮町や地球の環境がおとずれる
よう、未来の豊かな環境をつくるための計画をつくりました。

この計画には、令和5(2023)年度から 10年間でどのような環境づく
りをしていくかについてまとめてあり、もちろん、みなさんにもできる
環境づくりもあります。

これまで人類は、知恵を出し合い協力しながら、様々な問題を解決し
てきました。今を生きる私たちにも、きっとできるはずです。

10年後、みんなが大人になった時に、今より暮らしやすい豊かな環境
となっているよう、みんなで力を合
わせて、一人ひとりが環境づくりの
行動をしていきましょう。



第1章 計画策定にあたっての基本的事項

1. 第3次二宮町環境基本計画策定の背景

町民の皆様へ

町では、平成10(1998)年12月に制定された二宮町環境基本条例に基づき、二宮町環境基本計画(平成14(2002)年3月策定)、第2次環境基本計画(平成24(2012)年3月策定)に沿って、本町の自然環境・生活環境を生かしながら、将来に残したい環境を保全し、また、創出に向けて、町民や地域、事業者、行政が一体となって推進してきました。

町内を見渡すと、吾妻山や葛川をはじめとする緑や水辺をはじめ、相模湾にも面するなど、豊かな自然環境に包まれた住生活を送れることから、自然環境に対して町民は愛着をもち、また、観光客にも親しまれるとともに、近年では、自然豊かな環境を求めて移住してくる方も数多く存在しています。

また、生活環境の面に目を向けると、令和2年度における本町のリサイクル率は、県内33市町村中6位と高水準であることなどから、ごみの減量化が進んでいる自治体となっており、町民や事業者の循環型社会*に対する意識が高いこともうかがえます。

さらに、本町では、平成24(2012)年から平塚市・大磯町との1市2町によるごみ処理広域化*を推進しており、より一層、循環型社会や脱炭素社会*の実現に貢献する町としての顔を持つようになりました。

一方、世界に目を向けると、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された世界共通の目標である「SDGs」が国連で採択されて以降、日本では平成28(2016)年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定され、地方自治体を含む様々な事業体において、SDGsの目標に資する取組が推進されるようになりました。

また、IPCC*(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、令和32(2050)年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」と報告されたことを契機として、世界が脱炭素化へ向かう中、日本政府も2020年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする」というカーボンニュートラル*の実現を目指すことを表明しています。

このことに加えて、未来の地球環境を大きく左右する深刻な気候変動に対して、地方自治体による気候非常事態宣言*等に基づく取組が加速してきている中で、本町においても、誰もが気候変動危機に対する意識を共有しながら、その対策を力強く推進する行動を起こさなければならぬ局面を迎えています。

刻々と社会情勢が変化する中で、令和5(2023)年3月に第2次計画は計画期間の満了を迎えます。そのため、第3次二宮町環境基本計画では、少子高齢化や人口減少を見据え、町民・地域・事業者・行政がより一体となって環境づくりに向き合い、取組を進めていくことで、町民が誇る良質な自然環境に包まれた生活環境を次世代に引き継ぎ、そして持続可能な町としてさらに発展していくことを念頭に策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、二宮町環境基本条例に基づき策定するもので、二宮町総合計画を上位計画とし、環境分野における目標や、具体的な施策の方向性などを明らかにするものであり、町の環境に関連する分野の各種計画及び施策の立案・実施に当たり、基本となるものです。

なお、具体的な町の取組(事業)は、別途策定する第3次二宮町環境基本計画実施計画で示すものとし、町の各種計画と整合・補完・連携して展開していきます。

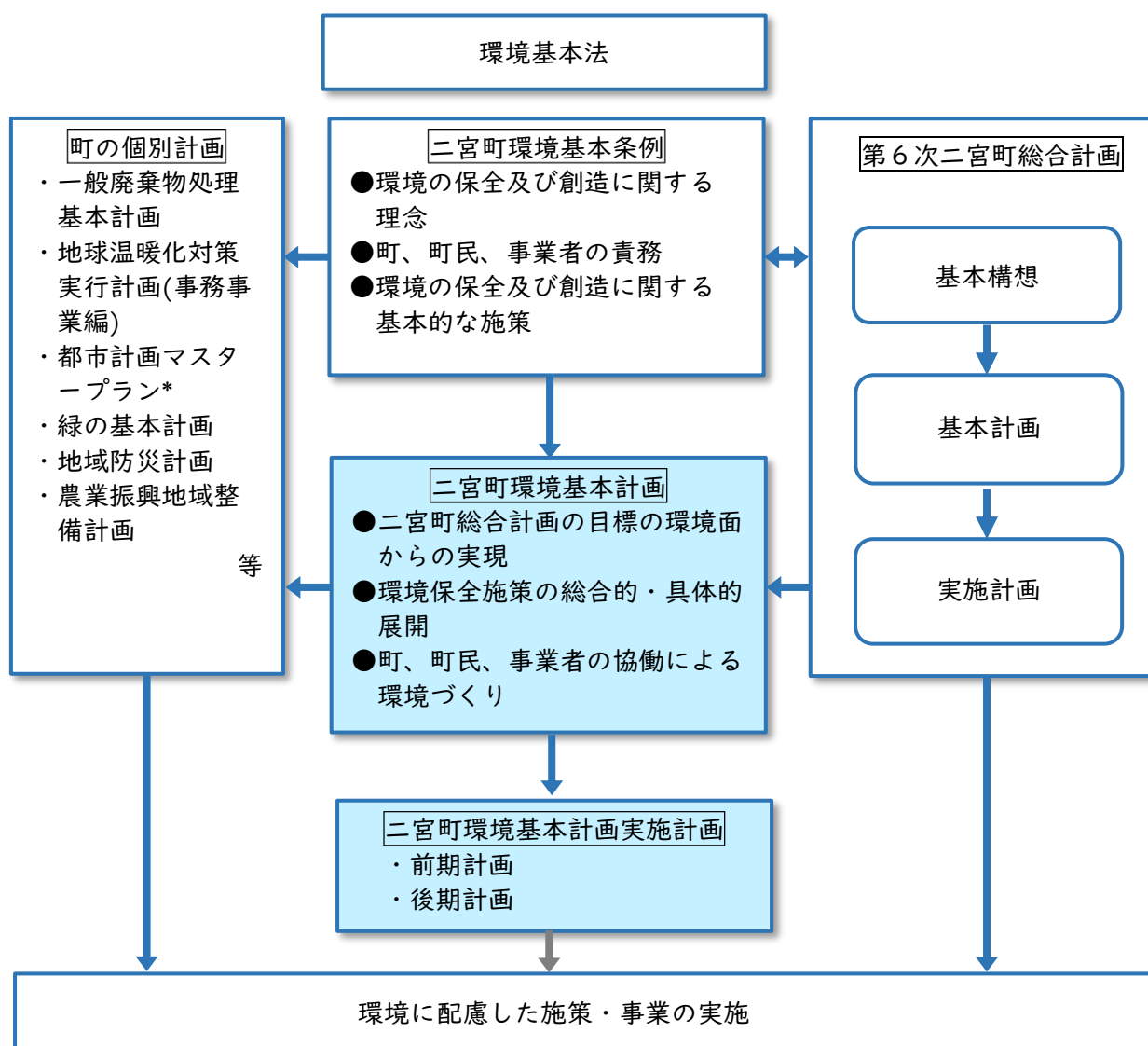


図-計画の位置付け

3. 持続可能な開発目標「SDGs」への貢献

本計画で示す取組は、二宮町の望ましい環境像の実現を目指すための行動であるとともに、SDGs に資する行動としても位置付け、二宮町が世界における持続可能な社会づくりに貢献するため、地球規模で考えた取組を足元からより一層推進するものとします。なお、第4章では、基本目標ごとに関連する SDGs の主な目標を示しています。

【SDGs「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」】

SDGs は、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が令和 12(2030)年までに取り組む 17 分野の目標のことです。

生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※詳細は P.58 をご覧ください。

4. 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

なお、本計画に基づく実施計画を5年毎に策定するものとし、令和5(2023)年度から9(2027)年度までを前期実施計画、令和10(2028)年3月にその後5年間の後期実施計画を策定するものとしします。

表-計画の期間

年 度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
第3次二宮町環境基本計画										
実施計画										

5. 計画が対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

項 目	環境の範囲
自然環境	動植物や生態系にかかわる環境について取り扱います。主に、地域の豊かな自然の保全・創造にかかわるような要素が含まれます。
生活環境	日常生活にかかわる環境について取り扱います。主に、景観やまちづくり、環境美化、大気、水質、騒音問題などにかかわる要素が含まれます。
地球環境	地域や国を越えたグローバルな視点に立った環境の取組について取り扱います。廃棄物、エネルギー、地球温暖化など日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷にかかわる要素が含まれます。
活動の輪	あらゆる環境保全の取組に向けて考え、行動する人づくりについて取り扱います。環境教育・学習、モラルの向上など、様々な立場、世代の町民一人ひとりの意識向上や、人材育成にかかわる要素が含まれます。

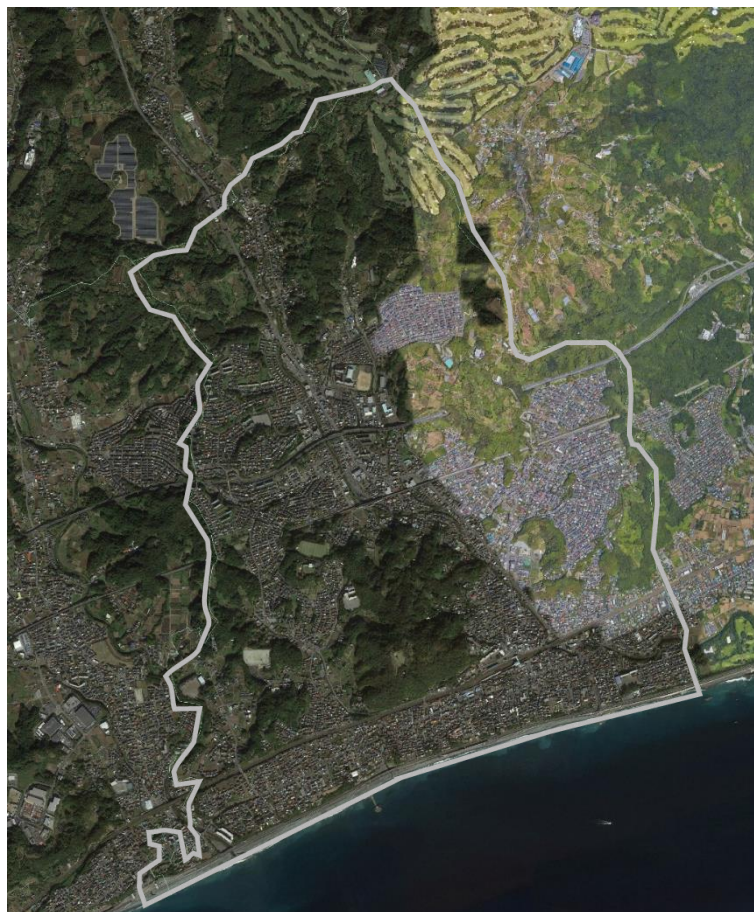
第2章 二宮町の環境の現状と課題

1. 二宮町の概況

(1) 地勢

本町は、神奈川県南西部に位置しており、総面積は 9.08 km²で、おおよそ三角形となっています。町の北部は丘陵地帯として中山間地域が広がり、北部を除いては宅地開発が進み、住宅地が広がっています。町の南部には吾妻山があり、また、南端が相模湾に面しているため袖が浦海岸や梅沢海岸などといった町の象徴ともいえる自然は、町民の憩いの場のみならず、多くの来訪者からも親しまれています。

気候は温暖で、日照時間は、全体的に南から北に向かって標高が高くなることから長い傾向にあります。一年を通して南東からの風が多く、海風がよく当たるまちとなっています。



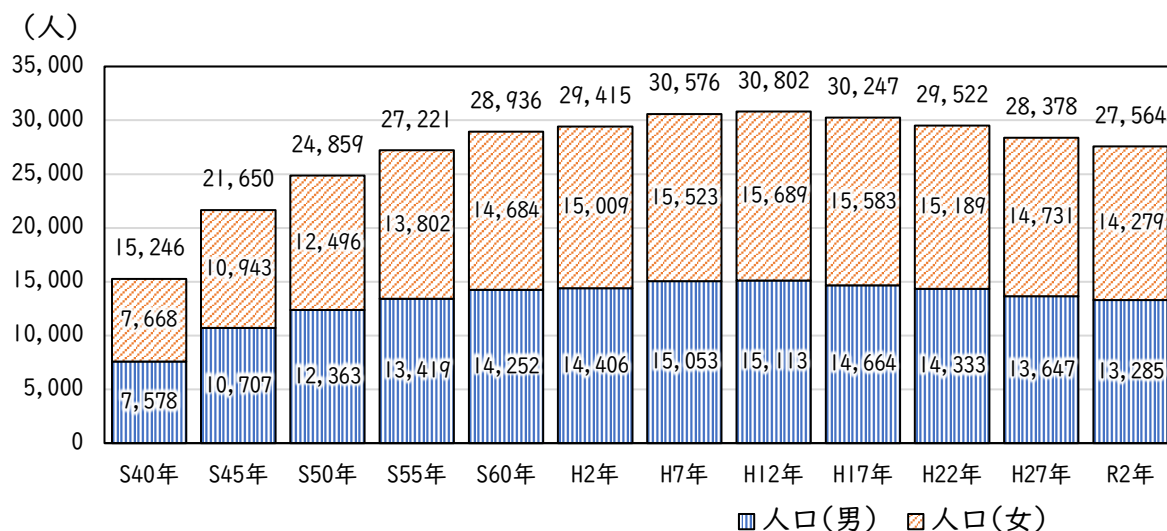
©google earth

図-二宮町の状況

(2)人口・世帯

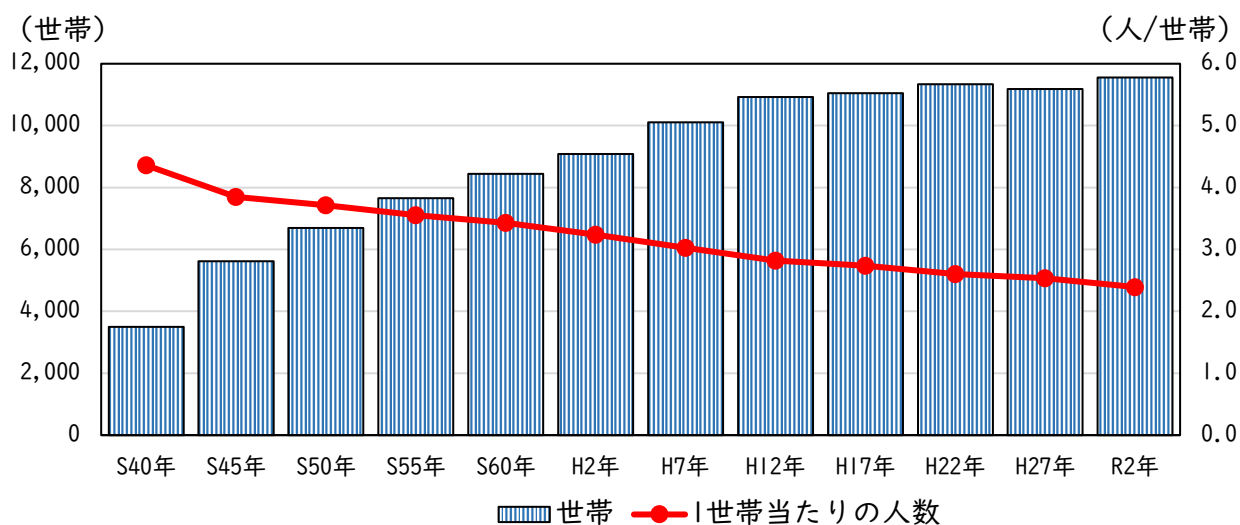
人口は平成12(2000)年まで増加を続けていましたが、それ以降は減少に転じています。令和2(2020)年の人口は約27,500人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和17(2035)年には22,225人、令和42年(2060年)には14,376人までに減少していくものと想定されています。一方で、人口減少傾向に対し世帯数は平成22(2010)年まで増加したものの、それ以降は横ばいとなっています。このことから、少人数世帯化が進行していると見られ、令和2(2020)年では1世帯当たりの人員数が2.4人となっています。

移動人口は、転入数と転出数にほぼ差がない一方で、出生数が死亡数のおよそ1/3となっており人口減少の一因となっています。また、20代の転出が多いことや、年々、生産年齢人口が減少していることが少子高齢化に影響していると考えられ、県全体と比較して高齢者の割合が高いことが特徴となっています。



資料：S40～H27 国勢調査、R2 神奈川県人口統計調査(10/1)

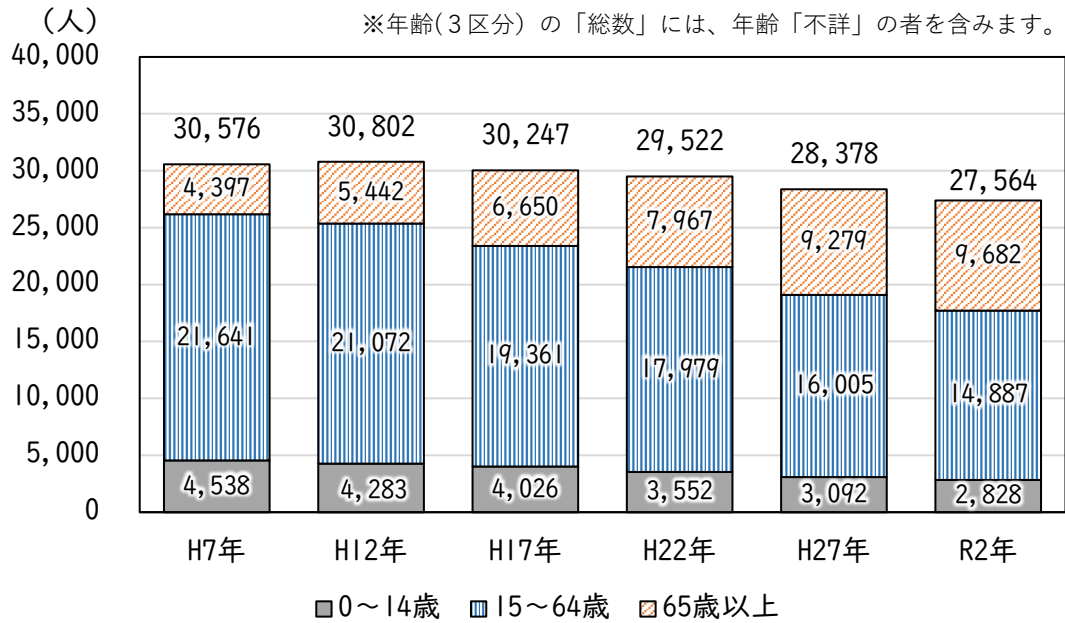
図-人口の推移



資料：S40～H27 国勢調査、R2 神奈川県人口統計調査(10/1)

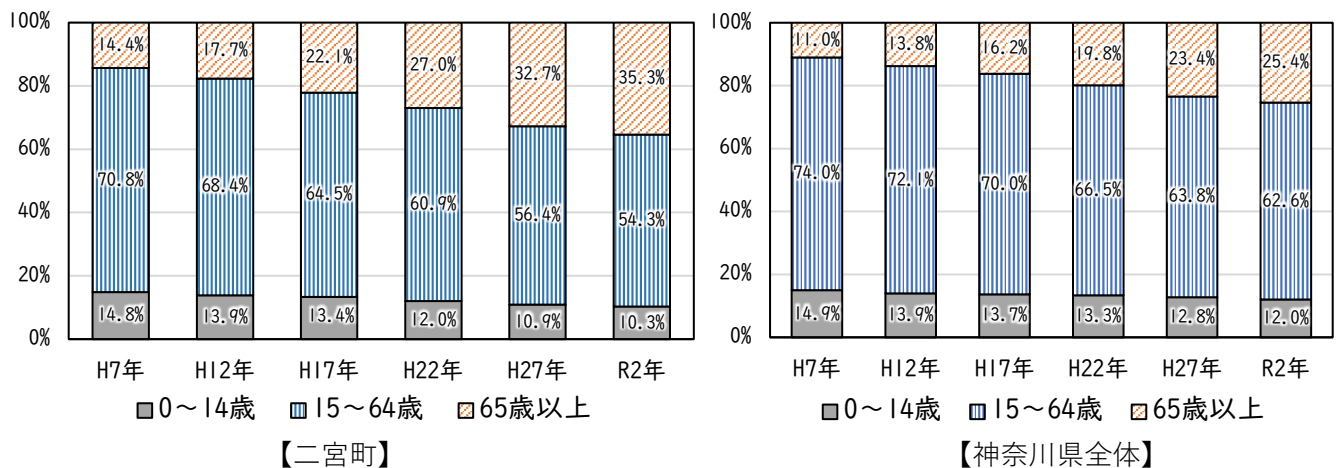
図-世帯数・世帯人員の推移

※P10以降の表やグラフは、四捨五入の関係上、合計が100にならない場合があります。



資料：S40～H27 国勢調査、R2 神奈川県人口統計調査(10/1)

図-年齢区分別の人口の推移



資料：S40～H27 国勢調査、R2 神奈川県人口統計調査(10/1)

図-年齢区分別の人口割合の推移(神奈川県全体との比較)

(3)交通

①道路網

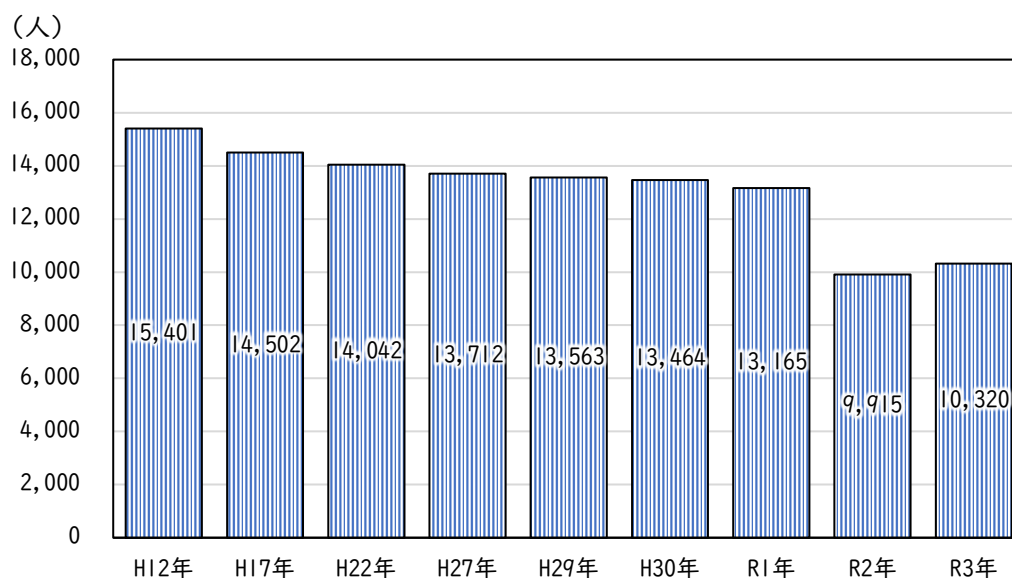
町の東西方向には、国道1号や西湘バイパス、小田原厚木道路が通り、また、南北方向には、県道71号が縦断するように通っています。西湘バイパスと小田原厚木道路には、それぞれICがあり、車による町内外の移動はスムーズに行うことができます。

②公共交通機関

町の東西方向に JR 東海道本線が走っており、町内には二宮駅があります。

二宮駅の1日平均の乗車人数は、人口減少に伴い減少し続け、令和3(2021)年度では10,320人となっています。

バスは、神奈川中央交通株式会社・神奈川中央交通西株式会社が路線バスを運行しているほか、町が二宮町コミュニティバスを運行しています。



資料：東日本旅客鉄道株式会社ホームページ

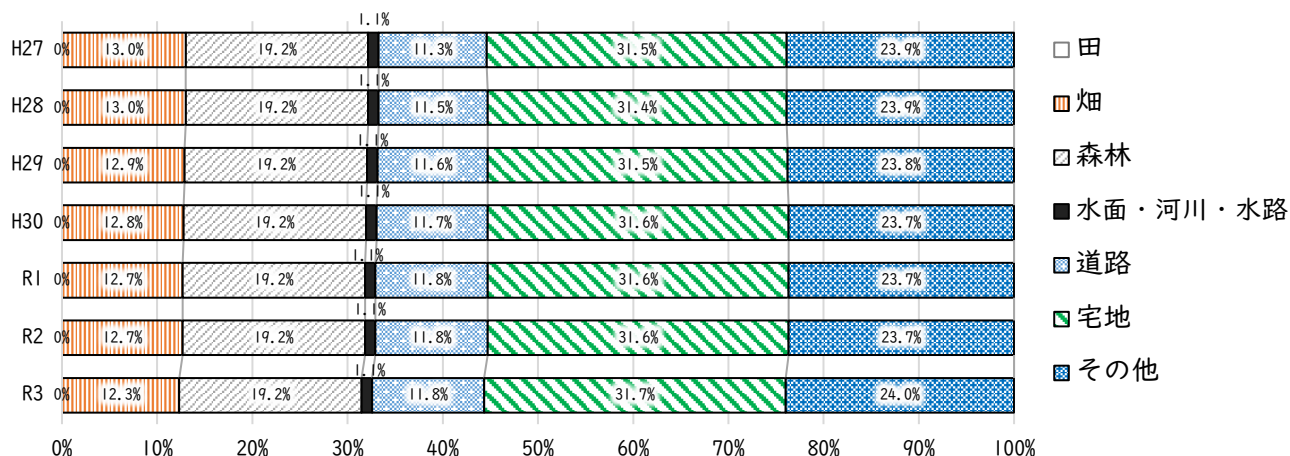
図-二宮駅の1日の乗車人数

※R2年以降の数値は、新型コロナウイルスによる影響が想定されます。

(4)土地利用

地目別土地利用構成比の推移は、若干宅地化が進んでいるものの、ほぼ横ばいで土地利用は固着化している状況です。田は限りなく小さく1%以下であり、河川は面積が小さいものが多く1.1%にとどまっています。

町内の総面積のうち約48%が市街化区域となっています。また、市街化区域のうち90%以上が住居地域として利用されています。



資料：神奈川県土地統計資料集

図-地目別土地利用構成比

表-都市計画の状況

区 分	面積(ha)	構成比(%)
総面積	908	100.0
市街化区域	434	47.8
市街化調整区域	474	52.2

表-用途地域別面積

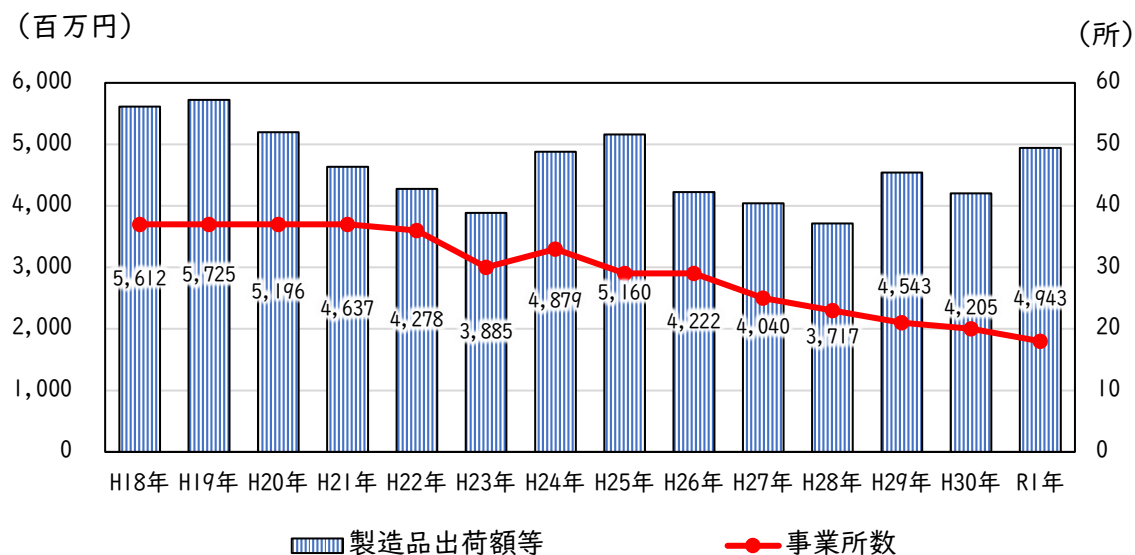
区 分	面積(ha)	構成比(%)
総面積	434	100.0
第一種低層住居専用地域	135.0	31.0
第一種中高層住居専用地域	110.0	25.3
第二種中高層住居専用地域	1.5	0.3
第一種住居地域	152.0	35.0
第二種住居地域	3.5	0.8
近隣商業地域	24.0	5.5
準工業地域	2.4	0.6
工業専用地域	6.1	1.4

資料：神奈川県土地統計資料集

(5)産業

①工業

本町の工業は中小企業が大多数を占めており、製造品出荷額等は全体としてばらつきが見られ、事業所数は年々減少しています。

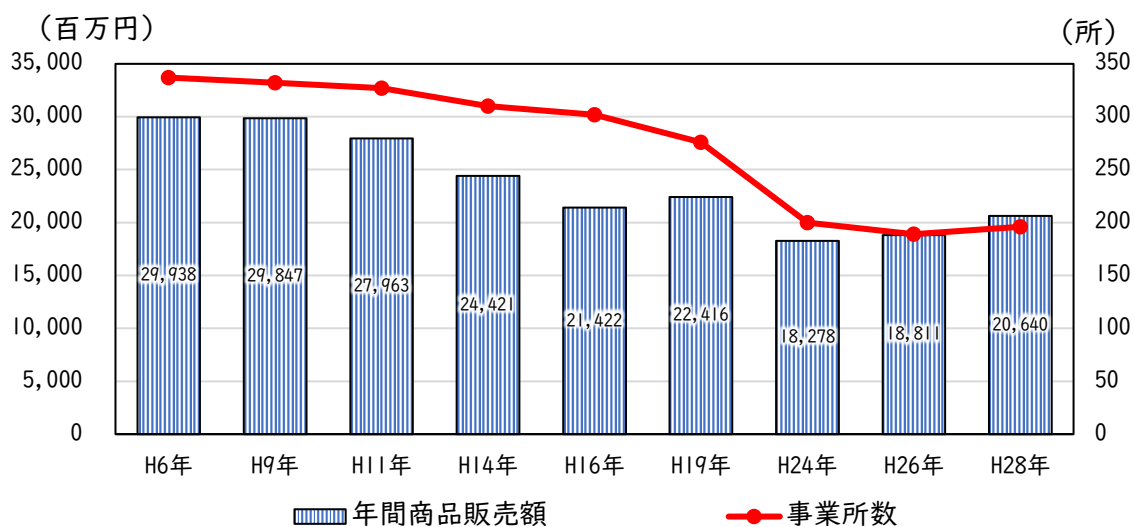


資料：工業統計調査

図-製造品出荷額および事業所数の推移

②商業

本町の商業形態はスーパーや商店街などになりますが、商店街には空き店舗も見られます。年間商品販売額と事業所数は共に、平成 24(2012)年までは減少しているものの、それ以降は横ばいで推移しています。



資料：商業統計調査、経済センサス

図-商業の年間商品販売額の推移

③農業

本町の総農家数及び販売農家数は、年々減少しています。経営耕地総面積は平成 17(2005)年までに大きく減少し、それ以降は横ばいとなっています。

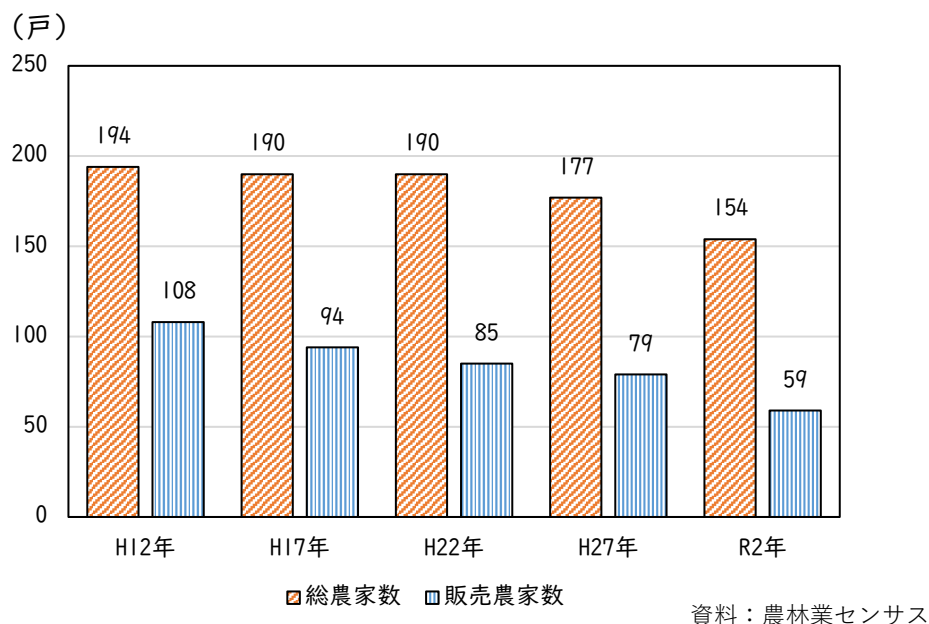


図-総農家数・販売農家数の推移

※総農家数：販売農家と自給的農家の合計

販売農家：経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家

自給的農家：経営耕地面積が 30a 未満かつ産物販売金額が 50 万円未満の農家

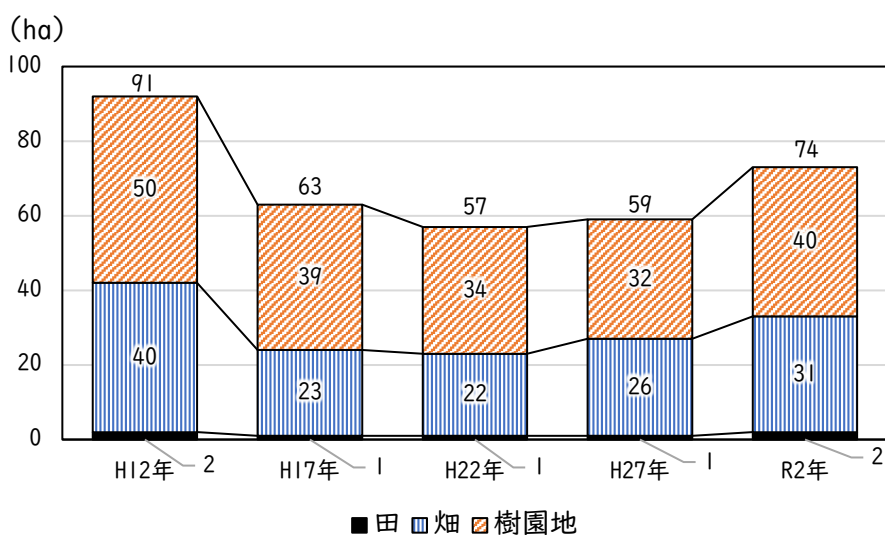
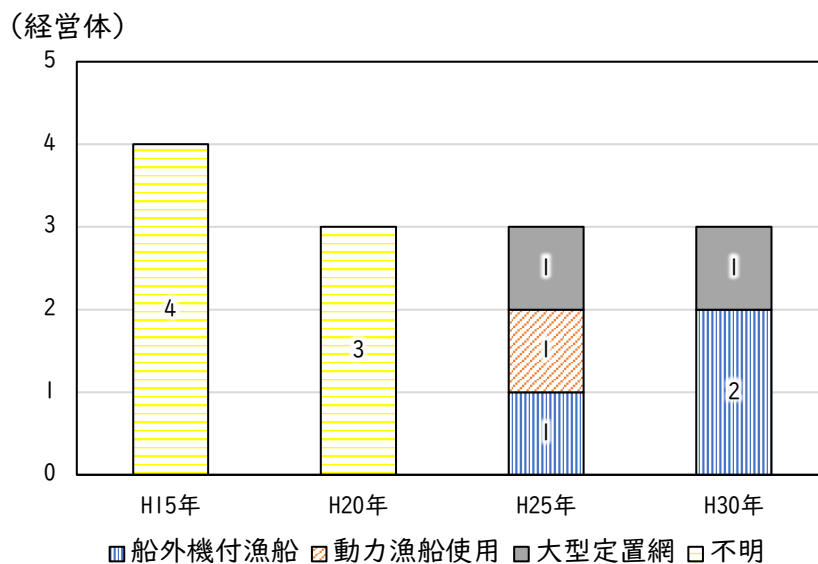


図-経営耕地総面積

④漁業

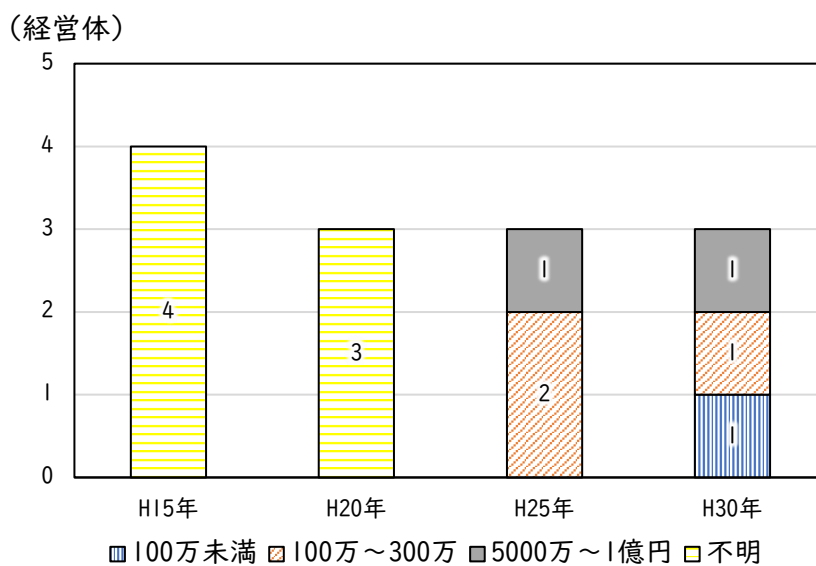
町内には二宮漁港があり、主に、地引き網や大型定置網を用いて、シラス類やアジなどが漁獲されています。

町内の漁業経営体数は3件で、船外機付きの漁船や大型定置網を用いて漁業を行っています。



資料：漁業センサス

図-漁獲方法別の経営体数



資料：漁業センサス

図-販売額別の経営体数

2. 二宮町の環境の状況

(1) 自然環境

① 植物

町内では、これまでに約 1,150 種の維管束植物*が確認されています。その内のおよそ 800 種は草本です。

また、確認された植物のうち、ゴマノハグサ科のクチナシグサは、県内において二宮町にのみ自生している植物です。



クチナシグサ(平成 19(2007)年 3 月 27 日撮影)

② 動物

町内には、これまでに 1,500 種ほどの動物が確認されています。エナガやキリギリスなど、吾妻山や町北部の丘陵地帯に生息するものが多くみられます。その一方で、河川などの水場や海岸などの環境が町内では小規模なため、それらに生息する種数は少なくなっており、水環境を生息基盤とする生物は、周辺ではさほど珍しくはない種が希少になっています。

【哺乳類】

生息している哺乳類で顕著なものは、イノシシが挙げられます。イノシシは比較的大型な哺乳類で、植物質に偏った雑食性です。

しかし、近年では人とイノシシが遭遇するケースが増え、農業被害や人的被害を心配する声が増えていることから、農家や猟友会の方々は捕獲罠や防護柵で対策を行っています。

その他に、特定外来生物*のアライグマが生息しており、こちらも同様に農業被害を起こすことから、注意を必要としています。

【昆虫】

昆虫は約 1,200 種が生息しており、カワチマルクビゴミムシやショウリョウバッタモドキ(神奈川県・要注意種)など県内で減少している種も生息しています。中でも蝶類は 60 種近く生息しており、一年を通して様々な蝶に出会うことができます。

【鳥類】

鳥類は 151 種が確認されていますが、平塚市ではおよそ 250 種、大磯町ではおよそ 200 種が確認されており、近隣の自治体と比較して少ない値となっています。原因としては、町の面積が小さいことや、鳥類が生息しやすい大きな河川や干潟、広い水田、広範囲の森が少ないことが考えられます。

二宮町の鳥類相は神奈川県の前地から丘陵地のも物としては標準的な種類構成であり、5～7 月の繁殖期には、林ではアオゲラ、エナガ、ヤマガラ、シジュウカラ、メジロ、開けた明るい林や林縁部ではコゲラ、ヒヨドリ、カワラヒワ、集落や市街地周辺ではキジバト、ツバメ、ハシボソガラス、ムクドリ、スズメ、川では、アオサギ、セグロセキレイ、カワセミなどが優先的に生息します。

また、越冬期には上記の留鳥性の種に加えて、林ではシロハラ、ツグミ、ルリビタキ、シメ、開けた明るい林ではビンズイ、カシラダカ、集落や市街地周辺では、ジョウビタキ、アオジ、川ではハクセキレイ、ツグミなどが多くなります。冬期にはウミウ、カンムリカイツブリ、海ガモ類やカモメ類など海上で生活する海鳥の種類も多くなります。

食物連鎖のうえで上位を占め、生態系の中で大きな役割を持つ動物食の猛禽類についてみると、ワシタカ類ではトビを除いては稀にしか観察されていません。以前はよく見られたオオタカやチョウゲンボウも観察機会がめっきり少なくなりました。

フクロウ類ではフクロウやアオバズクも確認されていますが、生息数はかなり少ないと考えられます。

【魚類】

魚類は、平成 23(2011)年と平成 30(2018)年に葛川でアユの遡上が確認されています。また、ニホンウナギやアブラハヤ、シマドジョウなどの生息が確認されています。町内には河川が少なく、水生生物が生息できる環境は大変貴重となっています。



葛川で捕獲されたアユ(2018 年)

③里山

本町は、おおよそ三角形で、南部の相模湾に面する海岸部から連なる平野部、北部の山間部、中央を南北に流れる二級河川の葛川の侵食谷部から構成されており、平野部と比較的緩やかな斜面部の多くは宅地、その他の斜面地は畑と山林になっています。

夏は涼やかで冬も暖かな気候に恵まれた「住環境」と、農地や山林のいたるところにのどかな里山風景を残す「自然環境」とが調和した住み良い町です。

町では里山の整備保全に対する社会的関心の高まり等から、町農業委員会や町内で里山にかかわる活動を行うボランティア組織等で構成する「里山づくり推進協議会」を平成 18(2006)年に発足しました。



(2)生活環境

①都市環境

本町の都市公園は 17 箇所あり、面積は 23.58ha となっています。一人当たりの公園面積は $8.42\text{m}^2/\text{人}$ となっており、県平均の $5.50\text{m}^2/\text{人}$ よりは広いものの、町村平均の $11.46\text{m}^2/\text{人}$ よりは狭い面積となっています。

表-二宮町の都市公園の状況

区 分		二宮町の状況	区 分		二宮町の状況
街区公園	箇所	14	広域公園	箇所	0
	面積	5.61 ha	緩衝緑地	箇所	0
近隣公園	箇所	0	都市林	箇所	0
地区公園	箇所	0	広場公園	箇所	0
住区基幹公園	箇所	14	都市緑地	箇所	0
	面積	5.61 ha		面積	0.00 ha
総合公園	箇所	1	都市公園全体	箇所	17
	面積	11.37 ha		面積	23.58 ha
運動公園	箇所	0	都市計画区域	全面積	908.0 ha
都市基幹公園	箇所	1		公園割合	2.60%
	面積	11.37 ha	都市計画区域人口	千人	28
特殊公園	箇所	2	一人当たり公園面積	面積/人	8.42 m^2
	面積	6.60 ha			

※ 1 ha = 10,000 m^2



②景観

本町では、昭和 30(1955)年に吾妻山の優れた自然景観を守るため、土地所有者の方々のご理解をいただきながら、現在の吾妻山公園を含むその周辺を都市計画法に基づく風致地区* (吾妻山風致地区)として指定したことで、二宮町のシンボルとなっている吾妻山の自然景観が長い年月にわたり継承されてきました。

吾妻山風致地区では、第 1 種風致地区が 9.4ha、第 4 種風致地区が 48.5ha 指定されています。

表-風致地区の状況

風致地区名	風致地区種別	面積(ha)
吾妻山風致地区	第 1 種風致地区	9.4
	第 4 種風致地区	48.5

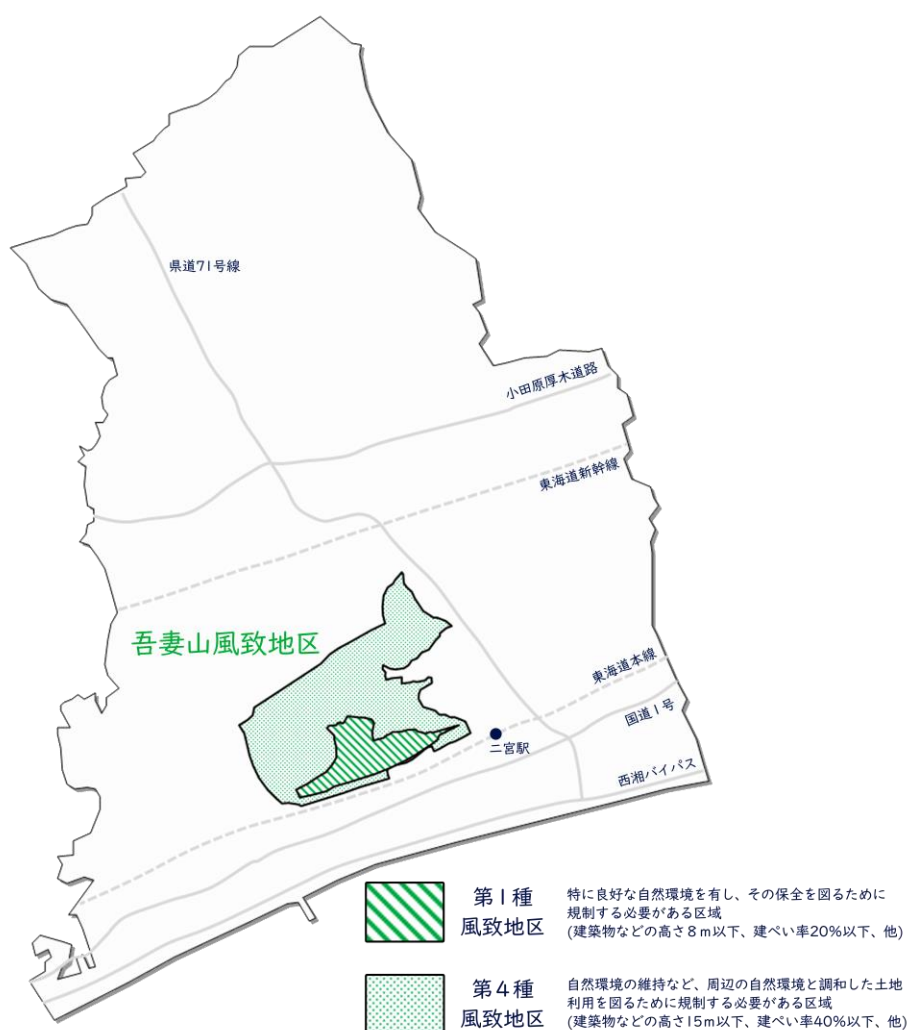


図-風致地区の範囲

③文化財

本町には町指定重要文化財 9 件、町指定史跡名勝天然記念物 3 件、神奈川県指定天然記念物 1 件の合計 13 件の文化財が存在しています。

表-指定文化財の状況

文化財名称	指定区分	指定日	所在・保管
ナシ、モモ原木	神奈川県指定天然記念物	昭和 47 年 7 月	二宮 1217
木造薬師如来坐像	重要有形文化財(仏像)	昭和 49 年 6 月	山西 551 茶屋薬師堂
木造阿弥陀如来立像	重要有形文化財(仏像)	昭和 49 年 6 月	一色 765 浄源寺
梵鐘	重要有形文化財(工芸品)	昭和 49 年 6 月	山西 793 等覚院
弥生土器	重要有形文化財(考古資料)	昭和 49 年 6 月	二宮 1240-10 生涯学習センター地下特別収蔵庫
田舟	重要有形文化財(考古資料)	昭和 49 年 6 月	山西 2122 川勾神社
古文書(書状、寄進状写しなど 11 点)	重要有形文化財(考古資料)	昭和 49 年 6 月	山西 2122 川勾神社
フジの木	史跡名勝天然記念物	昭和 49 年 6 月	山西 793 等覚院
中里祭囃子	重要無形文化財	昭和 50 年 9 月	中里 903-3 中里老人憩の家 中里祭囃子保存会
古文書(御休帳 35 帖、諸大名帳 4 帖、御定宿帳 12 帖、書状図面など 26 点)	重要有形文化財(古文書類)	昭和 50 年 9 月	二宮 1240-10 生涯学習センター地下特別収蔵庫
カヤの木	史跡名勝天然記念物	昭和 52 年 1 月	川勾 230 西光寺
タブの木	史跡名勝天然記念物	昭和 58 年 1 月	個人蔵
木造隨身倚像(2 体)	重要有形文化財(彫刻)	平成 19 年 3 月	山西 2122 川勾神社

④水質

本町では、町の中心を北西から南東に流れる葛川、葛川と合流する打越川、吾妻山のすぐそばを流れる梅沢川(都市排水路)において、継続的な水質調査を実施しています。過去5年間の葛川において、河川の汚れの指標を示す BOD* (生物化学的酸素要求量)は、上下流ともに環境基準*を満たしています。その一方で、打越川上流では、冬季に基準値を超過するケースがみられます。

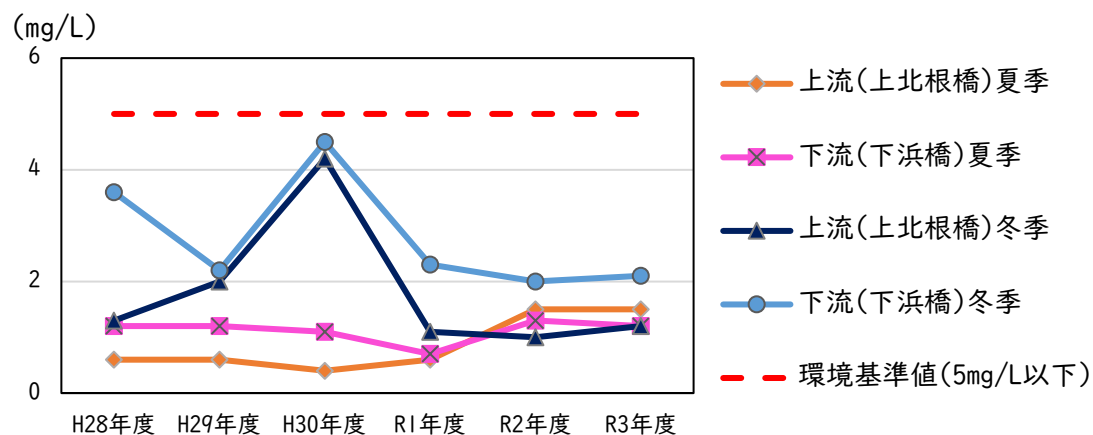


図-水質の状況(葛川)

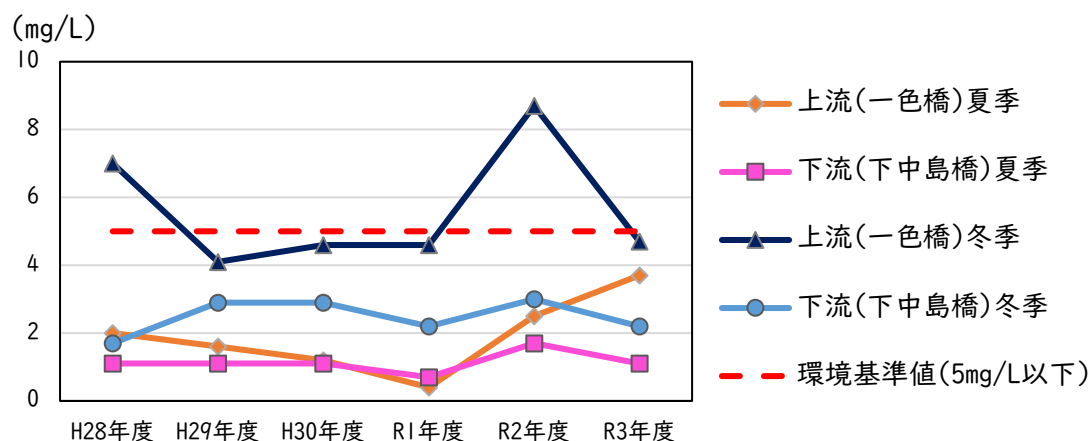


図-水質の状況(打越川)

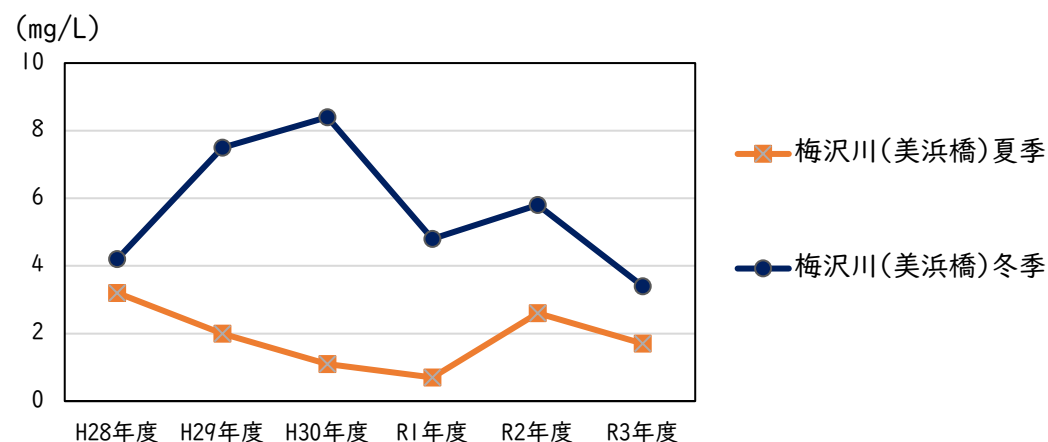


図-水質の状況(梅沢川)

※梅沢川は環境基準における水域類型の指定がなく、環境基準値が適用されないため、参考値として掲載。

資料：二宮町河川水質調査

⑤大気・騒音

本町に大気常時観測局は設置されていませんが、近隣の小田原市、秦野市、寒川町などに設置されている大気常時観測局では顕著な大気汚染*は認められず、本町でも良好な大気環境が維持されているものと考えられます。

令和2(2020)年度に行われた自動車騒音の調査では、いずれの地点でも環境基準を満たしていましたが、令和3(2021)年度に行われた調査では、生涯学習センター前のみ、環境基準値の超過が見られました。

表-自動車騒音の調査結果(令和3年度)

調査地点	路線名	車線数	基準時間帯 平均騒音レベル		環境基準値		要請限度値	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
生涯学習センター前	県道71号 (秦野二宮線)	2	73	68	70	65	75	70
中里団地	小田原厚木道路	4	69	63	70	65	75	70
こばと遊園地	1級町道16号線	2	68	61	70	65	75	70
茶屋旧国道入口	国道1号	2	47	42	70	65	75	70

資料：二宮町騒音測定・大気測定

⑥公害苦情

町に寄せられた公害に関する苦情は、平成27(2015)年度から令和2(2020)年度までに増減を繰り返しています。

また、大気苦情は増加傾向にあります。これは主に野焼きによる苦情となっています。

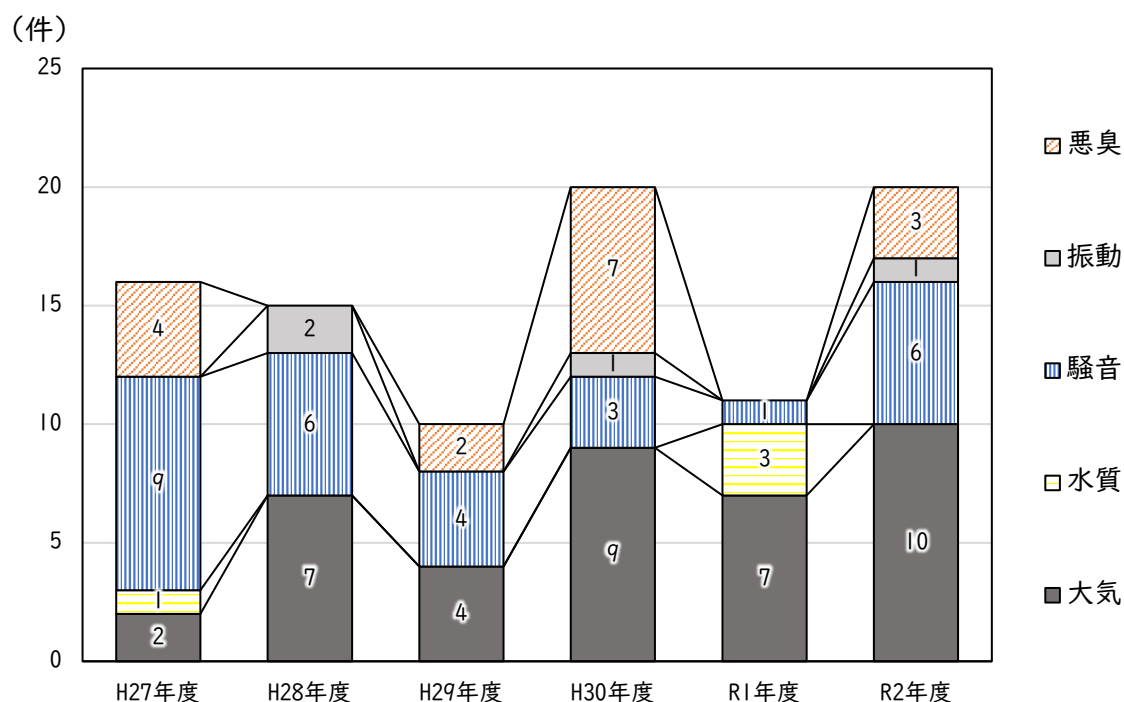


図-公害苦情件数の推移

(3)地球環境

①温室効果ガスの排出量

環境省が発表している自治体排出量カルテ*によると、二宮町全域で発生している二酸化炭素は、平成元(2019)年度で93千t-CO₂となっています。

町全体としての排出量は年々減少傾向となっています。令和元(2019)年度における排出量の内訳の割合は、多い順に家庭部門(35%)、運輸部門(32%)、業務その他部門(24%)、産業部門(9%)、廃棄物分野(0%)となっています。

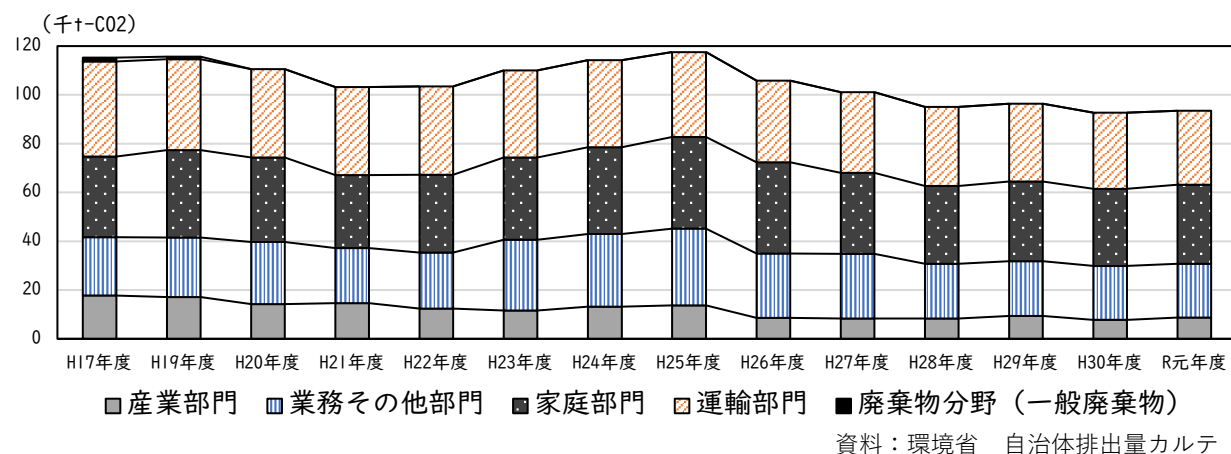


図-町全域での二酸化炭素排出量の推移

二宮町地球温暖化対策実行計画(平成 29(2017)年3月策定)では、本町が行うすべての行政事務および事業で排出する二酸化炭素を対象に、平成 27(2015)年度(1,943t-CO₂)を基準として、計画期間の最終年度である令和 4(2022)年度の排出量を 10.2%削減(1,745t-CO₂)する目標を設定しています。令和 2(2020)年度の排出量は 1,464t-CO₂であり、基準年度比で 24.7%を削減し目標を達成しています。

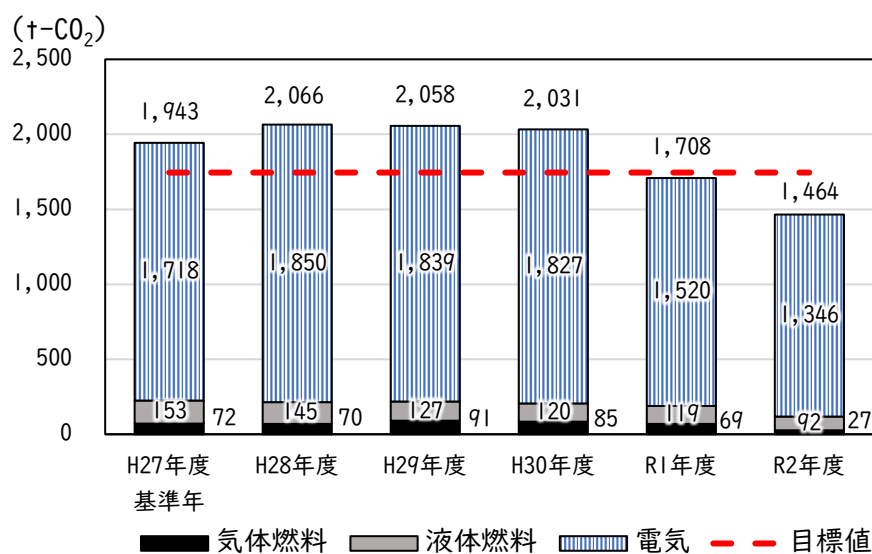


図-二宮町の事務事業から排出された CO₂ 排出量の推移

②廃棄物

本町のごみ(一般廃棄物)の回収量は近年減少傾向にあり、回収されたごみのうち、約6割が可燃ごみとなっています。

一人あたりの年間のごみの排出量は、年々減少傾向にあります。これは神奈川県との平均と比較しても低い値で推移しており、本町はごみの減量化が進んでいる自治体と言え、令和2年度のリサイクル率は、県内で6位と高い水準になっていることが、減量化に大きく寄与していると考えられます。

また、本町では、平塚市・大磯町とのごみ処理広域化に伴い、平成27(2015)年10月に二宮町ウッドチップセンター*の運用を開始し、平塚市・大磯町・二宮町の剪定枝を受け入れて処理しています。なお、本施設で処理されたウッドチップは、燃料や堆肥として活用されています。

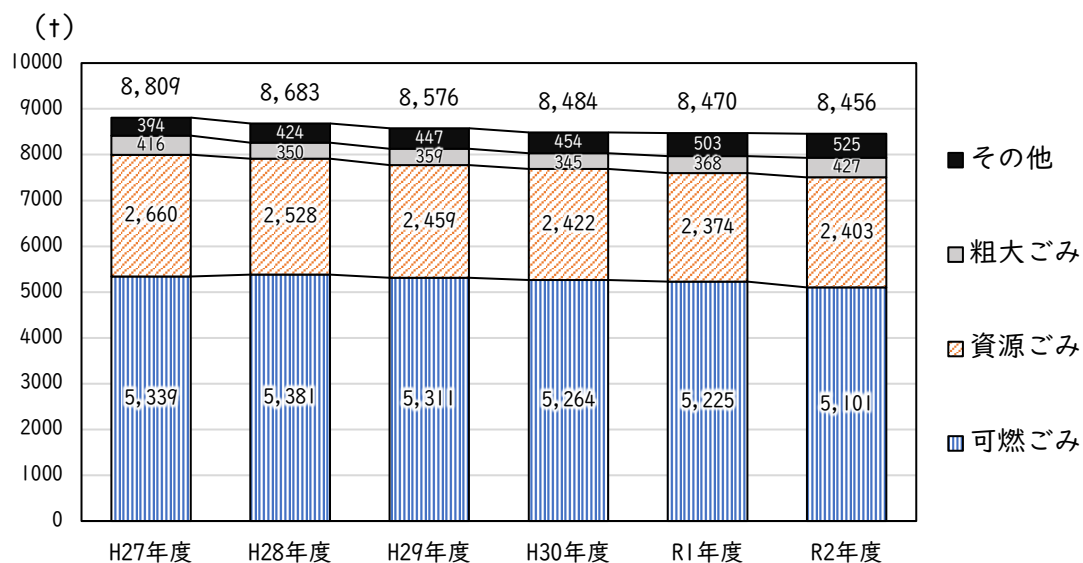
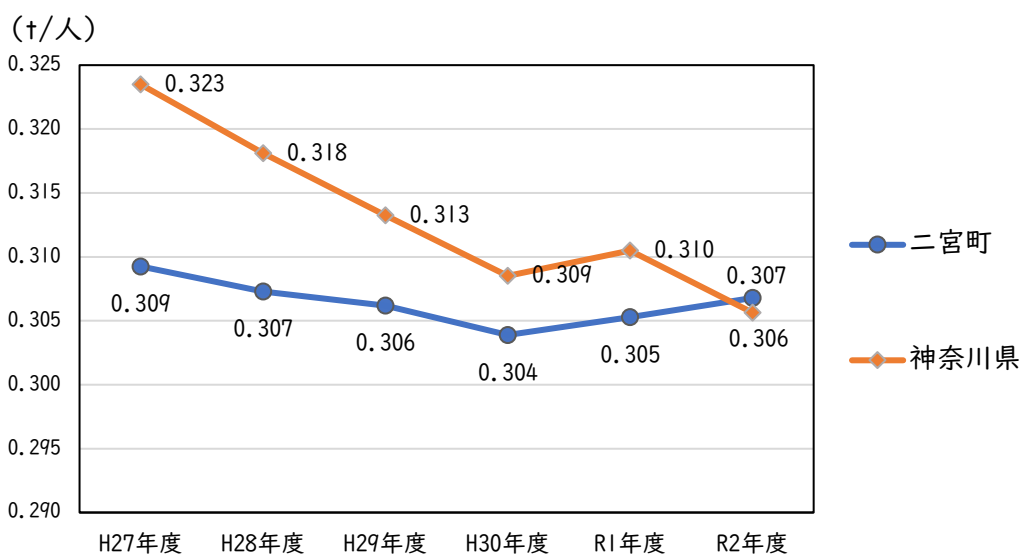


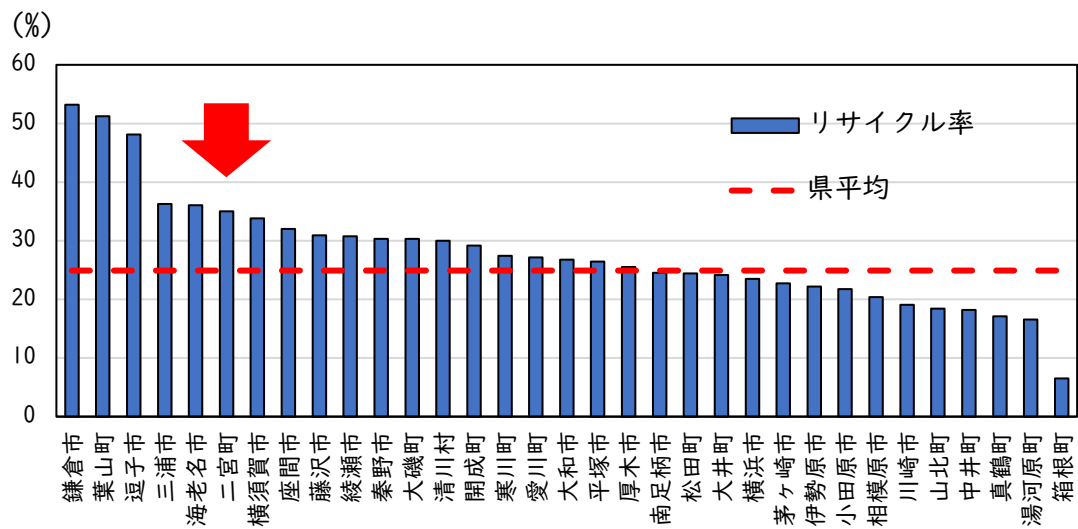
図-ごみ回収量の推移

資料：にのみやの環境



資料：にのみやの環境、環境省 一般廃棄物処理実態調査結果、神奈川県人口統計調査

図-一人あたりのごみ排出量の推移



資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

図-県内市町村のリサイクル率(令和2年度)



図-二宮町ウッドチップセンター

(4)活動の輪

①町民の環境に対する意識

計画策定にあたって実施した町民(無作為抽出 1,000 名)や町立中学校全生徒への環境に関するアンケートでは、町の環境の現状と今後のあり方等について、以下のような考えを持っていることが明らかになりました。

表-調査対象・方法

調査対象	二宮町在住の 18 歳以上の男女
調査期間	令和 3 年 8 月 16 日～8 月 31 日
調査方法	郵送配布・郵送回収
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
配付数	1,000 票
回収数	447 票(44.7%)

【町民アンケートの結果概要】

- ・二宮町の環境に対する満足度は高くなっています。
- ・自然や景観、公害等の生活環境等に対する満足度は高くなっています。
- ・一方で、道路整備や交通の利便性については、不満や改善の意向が多くあることがうかがえ、環境政策とともに、まちづくり政策や交通政策の課題と併せ、町全体で対応すべき課題となっています。
- ・今後の取組の重要度は、満足度と概ね同様の項目が挙げられている中で、近年、異常気象による自然災害が相次いでいることから、自然災害対策等が懸念されているため重要度が高くなっています。
- ・環境情報の入手や、環境保全行動への取組は、町民の一部のみの行動に留まっていることがうかがえます。

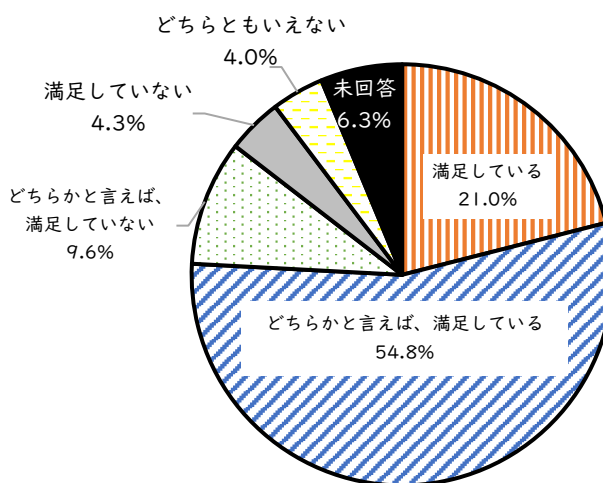


図-周辺環境への満足度

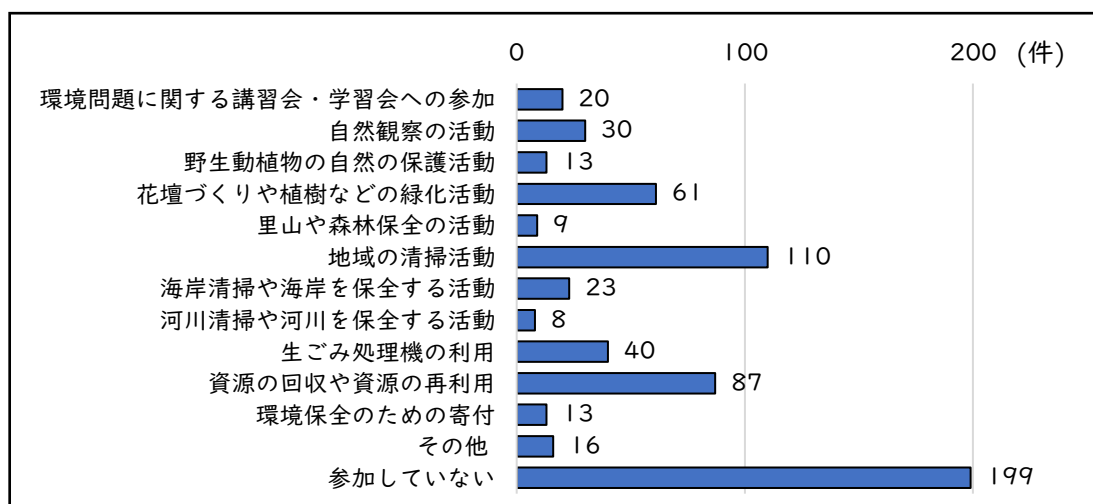


図-町民の環境行動の実践状況

- ・さらに、今後の環境保全行動の実践については、関心はあるものの実際の行動が難しいと考えている町民が多い結果となっており、このことから、町民の環境問題への関心を実践に移すための仕組みづくりが課題となります。
- ・ただし、ごみの分別や省エネ行動、地域の清掃活動、緑化活動、エコバッグ持参などの身近な行動については、ある程度、町民生活の中に定着していることがうかがえ、継続的な取組の促進や、実践者の拡大が求められます。
- ・環境保全の重要性については、町のシンボルでもある吾妻山や海の環境保全について、町民の関心が高くなっています。
- ・葛川の保全について関心を持つ町民も多く、更なる改善や魅力向上への取組の意向もあることがうかがえます。

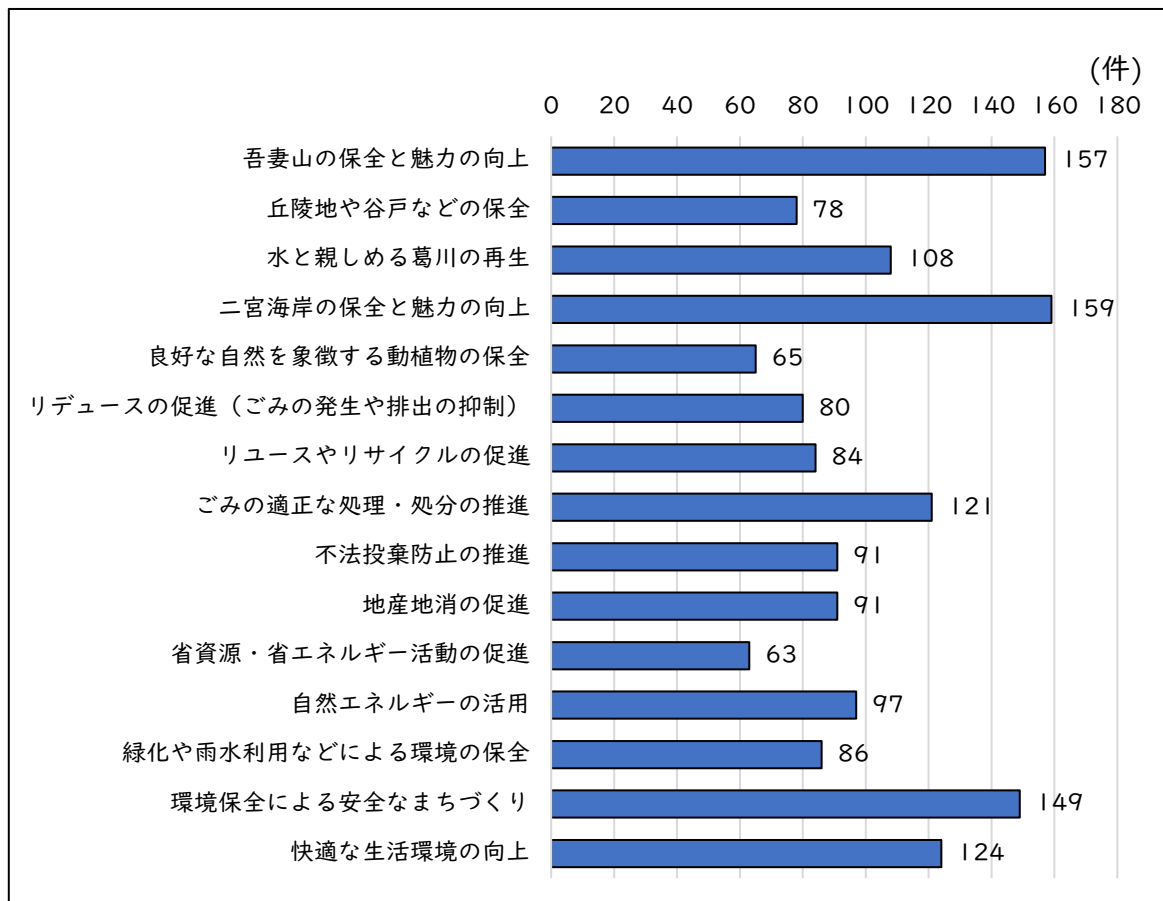


図-今後重点的に取り組むべき項目

【中学生アンケート結果概要】

- ・町の自然環境・生活環境に対する印象は、概ね良いイメージを持っています。
- ・特に、自然環境についての評価が高く、吾妻山、海があることに対する好印象が圧倒的に多かったほか、緑、景色についても好印象を持っています。
- ・生活環境では、交通やまちの利便性、きれいな空気といった項目が良いものとしてあげられているほか、「都会過ぎず田舎過ぎない」といった意見も一定数見受けられました。
- ・ただし、町の環境に好印象をもつ一方で「ごみが落ちている」などといった負のイメージも一定数ありました。
- ・10年後の町の環境に求めることとしては、自然環境が「自然を残す」「自然を守る(このままであってほしい)」、生活環境が「ごみが落ちていない」「きれいなまち」を望んでいます。
- ・町環境を守るため、創るための施策(行動、活動など)については、身近なごみに関する取組を求めているほか、植樹や花植えなどにより緑を守る、緑を増やす、空き家の減少・土地の活用、草刈り、ボランティア活動の充実など、多岐にわたる声もある。また、これらに関する活動への参加意欲がある生徒も多数見受けられました。

②町内で活動する環境団体

令和4(2022)年で17回目を迎えた「エコフェスタにのみや*」は、町と様々な環境団体からなる「環境づくりフォーラム」との共催で毎年開催しています。それぞれの団体の活動の趣旨や個性を活かして、地域の人たちや子どもたちを巻き込んだ活動が行われており、また、個人や地域、民間企業等によっても様々な環境活動が行われています。



葛川をきれいにする会



うみぴか



社会福祉法人 素心会
「地域支援センターそじん」の施設屋上

グリーンエネルギー湘南



もりびと NOA

※この他にも多くの団体が二宮町の環境保全に携わっています。

3. 二宮町の環境の課題

二宮町の環境の現況及び町民アンケート調査（以下アンケート）から、以下の課題を抽出しました。

(1) 自然環境

- ・ 高齢化等により里山の維持・管理が困難になっており、ボランティア等による管理がより一層求められている。
- ・ 農業の担い手や山林の管理者が不足し、農地の減少や里山の荒廃が進んでいる。
- ・ 自然が減少する中で、市街地や公園、宅地の緑化も自然の一つとして重要である。
- ・ 葛川がよりきれいになり、親しめる環境づくりが必要である。
- ・ 葛川などの水辺環境は、町民の憩いの場としてだけでなく、動植物の生息域としても保全していく必要がある。
- ・ アンケートによると、ごみのポイ捨てなどにより、海岸の汚れが目立つため、環境の改善が求められている。
- ・ 確認されている鳥類の種数が近隣自治体と比べて比較的少なく、貴重な生息環境を保全していかなければならない。
- ・ イノシシなどの有害鳥獣*が市街地に出没することが増え、町民への被害が懸念されている。
- ・ 有害鳥獣等による農業への被害が懸念されている。
- ・ アンケートによると、激甚化、頻発化する自然災害への懸念が高まっており、早急な対策が求められている。 など

(2) 生活環境

- ・ 自然や景観などに配慮しながら、町民生活が快適なものとなるよう計画的なまちづくりの推進が必要である。
- ・ 山や海など、魅力的な自然と都市が調和した、誰もが暮らしやすいまちづくりが必要である。
- ・ 自然とのふれあいの場を創出するため、公園等を適正に維持・管理する必要がある。
- ・ アンケートによると、駅やその周辺の安全で利用しやすい道路環境や景観の改善を求める声も見られる。
- ・ 少子高齢化が進む中で、都市機能の重要性が高まっている。
- ・ 地域住民の環境美化への意識向上及び日常生活での実践を図るための仕組みづくりが必要である。
- ・ アンケートによると、町中にごみが落ちていることが悪印象となっており、不法投棄防止のためのパトロールや、関係機関との協力が必要である。

- ・ 年間に寄せられる公害苦情のうち、半数が大気の苦情(野焼き)となっており、その対策が必要である。
- ・ 打越川における BOD が環境基準を超過する時があり、水質の改善が必要である。
- ・ 自動車騒音調査において、環境基準を超過する地点があり、改善の必要がある。
- ・ アンケートによると、人と車にやさしい交通環境(交通事故の危険性の回避、安全で快適な歩行環境等)、自転車の利用のしやすさ(駐輪場の使いやすさ、安全で快適に走行できる道路環境)の満足度が低く、道路環境等の整備が必要とされている。 など

(3)地球環境

- ・ 「緩和策*」と「適応策*」の両輪で気候変動対策を推進する必要がある。
- ・ 町の事務事業から排出される CO₂については、二宮町地球温暖化対策実行計画により進捗管理し、減少しているが、国が掲げる「令和 12(2030)年の温室効果ガス排出量について、平成 25(2013)年度比で 46%削減すること」に向け、より一層、取組を推進していく必要がある。
- ・ 町全体から排出される温室効果ガスの排出量は近年減少傾向にあるものの、国の目標を達成するために削減へ向けた啓発等の取組を推進していく必要がある。
- ・ 循環型社会形成に向けた、町民一人ひとりのごみ減量等の意識向上を図る必要がある。
- ・ 脱炭素社会の実現には、化石燃料に代わる再生可能なエネルギー利用が重要である。
- ・ 災害時の停電対策などにも対応できる、太陽光発電システムや蓄電池等の導入及び拡大が必要である。 など

(4)活動の輪

- ・ 町の取組やその成果の見える化により、町民の意識啓発へつなげていくことが重要である。
- ・ アンケートによると、環境保全活動に関心はあるものの、参加していない町民が多く、実践へのハードルが高いことが伺える。
- ・ 町民の誰もが環境にかかわる情報を入手、共有できる仕組みが必要である。
- ・ 環境に関する体験型イベントに参加することで、環境の大切さや必要性の意識向上につながる取組が必要である。
- ・ 町民の環境保全活動への支援が必要である。 など

第3章 望ましい環境像と計画の体系

①二宮町の望ましい環境像

緑と水辺、そして海が織りなす多様な自然といつまでも共生し、
環境づくりの輪が広がる美しいまち にのみや

二宮町が誇るべき資源は、吾妻山や葛川をはじめとする豊かな緑や水辺、そして広大な海など、多様な自然と、これらから形成される美しい景観です。これらの自然は、世代を問わず子どもから大人まで、広く愛されています。

町で生活する人は、この自然の中で暮らしていることに安らぎを感じ、未来に向けて残していきたい誇れる環境資源であると考えています。

一方で、町全体の課題として、少子高齢化や人口減少の問題が挙げられますが、地域組織の強化や経済の活性化に向けた取組を充実させていくことなどにより、将来を支える人材を育成し、その課題を徐々に解決していこうとしています。

これを環境面で考えたときに、町の子どもたちが持っている環境づくりへの参加意向の高さを軸にすることで、環境づくりをまちの活性化に繋げることも可能となります。すなわち、若い世代も取り込んだ環境づくりの輪が広がっていくことで、良好な環境が保全、創出されるだけではなく、町の賑わいや活性化などにも繋がっていくことが期待できます。

町民の多くは、豊かな自然に包まれた美しい生活環境の「二宮町」が未来へと続くことを求めており、それらを目指すことは、「二宮町」が持続可能な町となることを意味します。

また、地球規模の環境問題が深刻な状況を迎えている中で、町の環境だけに着目することなく、世界の一部、一員として様々な問題にもしっかりと対応し、豊かな地球環境づくりに貢献していけるよう、世界の人々と歩調を合わせながら、この危機的な局面を切り拓いていかなければなりません。幸いにも、この町には豊かな自然環境のみならず、多様な人材等が豊富で、コンパクトという特性もあることなどから、様々なパートナーシップのもと、町ぐるみで取り組んでいくことが可能です。

このようなことをふまえ、第3次環境基本計画における長期的ビジョンとなる「町の望ましい環境像」を「緑と水辺、そして海が織りなす多様な自然といつまでも共生し、環境づくりの輪が広がる美しいまち にのみや」とし、町民や地域、事業者、町がより一体になるとともに、あらゆる世代で手掛ける環境づくりを推進していくことで、「町の望ましい環境像」を実現していくものとします。



②計画の体系

町の望ましい環境像を実現するための計画の体系（取組の体系）は、次頁のとおりです。

【望ましい環境像】

緑と水辺、そして海が織りなす多様な自然といつまでも共生し、環境づくりの輪が広がる美しいまちにのみや

【自然環境にかかわる現状】

- ・ 吾妻山は町民憩いの場、観光スポットで山頂から自然を身近に感じられる。
- ・ 斜面林、農地等の里地・里山は、多様な生きものが生息・生育している。
- ・ 近年の葛川は、県や町の対策、ボランティアによる保全活動により水質等が改善し、町民が親しむことのできる川を取り戻しつつある。
- ・ 「こゆるぎ」といわれる緩やかな曲線に沿って連なる美しい海岸と松林の風景は、二宮の特色と言える重要な環境資源である。など

【自然環境にかかわる課題】

- ・ 農業の担い手や山林の管理者が不足し農地の減少、荒廃が進んでいる。
- ・ 自然が減少する中で、市街地や公園、宅地の緑化も自然の一つとして重要である。
- ・ 葛川がよりきれいになり、親しめる環境づくりが必要である。など

【生活環境にかかわる現状】

- ・ 町外周辺を含めて良好な大気環境が維持されている。
- ・ 野焼きの苦情が多く、快適な環境を損ね、近隣トラブルを誘発している。
- ・ 水質調査（BOD）では、葛川では上流・下流とも環境基準を満足しているが、打越川上流は、冬季に基準値を超過するケースもみられる。
- ・ 道路騒音調査では、一部を除き近年は町内の概ねの地点で環境基準を満たしており、騒音にかかわる苦情も年々減少している。など

【生活環境にかかわる課題】

- ・ 少子高齢化が進む中で都市機能の充実も図りつつ、自然と都市が調和した誰もが暮らしやすいまちづくりが必要である。
- ・ 自然や景観などに配慮しながら、町民生活が快適なものとなるよう計画的なまちづくりの推進が必要である。
- ・ 地域住民の環境美化への意識向上及び日常生活での実践を図るための仕組みづくりが必要である。
- ・ 野焼きに対する意識啓発及び水質改善や騒音・振動にかかわる環境づくりの推進が必要である。など

【地球環境にかかわる現状】

- ・ 国内では、「令和 12(2030)年の温室効果ガス排出量の平成 25(2013)年度比 46%削減」を表明し、「脱炭素社会の実現」が求められている。
- ・ 近年、気候変動が深刻化し、豪雨・台風等の気象災害が発生している。
- ・ ごみ処理は1市2町ごみ処理広域化実施計画で推進している。など

【地球環境にかかわる課題】

- ・ 脱炭素社会の実現には、化石燃料に代わる再生可能なエネルギー利用が重要である。
- ・ 「緩和策」と「適応策」の両輪で気候変動対策を推進する必要がある。
- ・ 循環型社会形成に向けた、町民一人ひとりのごみ減量等の意識向上を図る必要がある。
- ・ 災害時の停電対策などにも対応できる、太陽光発電システムや蓄電池等の導入及び拡大が必要である。など

【活動の輪の推進にかかわる現状】

- ・ 小中学校では、学校の特色に応じた環境教育・学習が行われており、近年、子どもたちの環境に対する意識や知識が高まっている傾向にある。
- ・ 町内では、地域、ボランティア団体、小中学生等が環境保全活動に取り組んでいる。町民や子どもたちの環境問題に対する意識や関心も高い。など

【活動の輪の推進にかかわる課題】

- ・ 町民の誰もが環境にかかわる情報を入手、共有でき、体験、参加し、その大切さや必要性の意識向上につながる取組が必要である。
- ・ 町民の環境保全活動への支援が必要である。など

【町民・中学生アンケート結果から得られた現状】

- ・ まちの魅力は自然や景観である。関心が高い環境課題はごみ問題であり、これは大人も子どもも共通している。
- ・ まちの利便性については、大人は高めてほしいと考えているが、子どもは自然との調和を考慮しつつ、利便性の向上をそこまで強く求めている。
- ・ 環境活動への参加に対するポテンシャルは、子どもたちの方が高い。など

【町民・中学生アンケート結果から得られた課題】

- ・ まちの利便性については環境政策とともにまちづくり政策、交通政策の課題と併せ、町全体で取り組むべき課題である。
- ・ 町民の環境問題への関心を実践に移す取組が必要である。など

自然環境

〔基本目標〕 多様で誇れる自然がいつまでもそばにある「にのみや」の実現

〔取組の目標〕

みんなが大好きな自然を守り、育てよう

自然に生息する生きものを大切にしよう

〔取組の項目〕

歴史に息づく緑の保全と創造

潤いを感じる水辺の保全と創造

健全な生物多様性*の保全

生活環境

〔基本目標〕 まちがきらきらと美しい「にのみや」の実現

〔取組の目標〕

生活に息づくまちの風景を守ろう

環境に配慮しながら快適性を高めよう

きれいで清潔なまちをつくろう

健やかな空気と清らかな水がある
まちをつくろう

〔取組の項目〕

景観の保全

歴史・文化の保護

計画的なまちづくりの推進

環境美化の推進

大気環境の保全

水質環境の保全

騒音・振動の防止

地球環境

〔基本目標〕 目指せ脱炭素！地球のためにみんなが行動する「にのみや」の実現

〔取組の目標〕

地球のことを考えて身近なことから行動しよう

「つくる責任・つかう責任」を意識して、
もったいないをなくしていこう

環境に配慮したまちづくりを進めよう

〔取組の項目〕

CO₂削減に向けた取組の推進

気候危機に備えた災害対策等の推進

3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

公共施設等の脱炭素化の推進

適切なごみ処理の推進

活動の輪

〔基本目標〕 あらゆる世代による環境づくりの輪が広がる「にのみや」の実現

〔取組の目標〕

より良い環境について考え、取り組む人を育てよう

手を取り合い、大きな輪となって豊かな環境
をつかみとろう

〔取組の項目〕

環境教育・学習の推進

環境保全のための意識啓発活動の推進

環境への想いを共有する場の創出

第4章 望ましい環境像を実現するための取組

【基本目標1】

多様で誇れる自然がいつまでもそばにある「にのみや」の実現



【関連するSDGsの目標】

取組の目標：みんなが大好きな自然を守り、育てよう

【歴史に息づく緑の保全と創造】

吾妻山は町民の憩いの場であり、二宮で最も多くの人々が訪れる観光スポットとなっています。その山頂からは、二宮の街並や箱根、富士山、丹沢や相模湾が一望できるとともに、自然を身近に感じることができます。また、丘陵地や谷戸に広がる斜面林、農地等の里地・里山は二宮の原風景であり、多様な生きものが生息・生育する場所となっています。

一方で、二宮町域を見渡すと、農業の担い手や山林の管理者などが不足することによる荒廃や減少などといった課題もあります。

さらに、自然が減少する中で、市街地や公園、宅地における緑化も二宮の重要な自然のひとつとなります。

このことから、二宮の自然が町民や来訪者にとって憩いの空間、あるいは、自然と触れ合いながら楽しむことができる吾妻山等をはじめとした緑の保全や整備、活用を図るとともに、その保全等に向けた仕組みづくりや緑の創出を推進していきます。

●町の取組

- 吾妻山をはじめとする公園等の維持管理と運営を推進
- 里山の再生と育成を促進
- 遊休・荒廃農地対策を推進
- 緑の保全と緑化を推進
- 松林の保全を推進



【潤いを感じる水辺の保全と創造】

二宮町の中央を貫流する葛川をはじめとした町内の河川は、町民の生活に潤いを与える水辺として昔から親しまれてきました。

一方、まちの都市化に伴い、一時期は水質の悪化が懸念されていましたが、近年の葛川は、県や町の公共用水域における対策のほか、ボランティアによる保全活動により水質等が改善し、町民が親しむことのできる川を取り戻しつつあります。

また、「こゆるぎ」といわれる緩やかな曲線に沿って連なる美しい海岸と松林の風景は、二宮の特色と言える重要な環境資源です。

このことから、葛川がよりきれいになることで、町民がより親しめ、かつて子どもが水遊びをしていたような風景を取り戻すための取組を行うとともに、国や県などの関係機関と協力し、町民や来訪者が憩い、親しめる水辺の環境づくりを推進していきます。

●町の取組

- 葛川の美化を推進
- 海岸清掃を推進
- 海岸利用者のマナー向上を促進



取組の目標：自然に生息する生きものを大切にしよう

【健全な生物多様性の保全】

二宮は多様な自然環境から形成されており、多くの動植物が生息・生育しています。

一方で、二宮を含む周辺地域では都市化なども進み、動植物の生息・生育場所も減少、あるいは変化している状況にあります。このため、比較的自然が多く残っている二宮は、動植物の貴重な生息・生育の場が多く残されていると言えます。

このことから、動植物の生息・生育環境を保全するとともに、それらの動植物と共生するため、町民の動植物に対する理解を深める取組を行い、二宮における生物多様性を維持していきます。

●町の取組

- 生物多様性の保全を推進
- 有害鳥獣被害対策を推進
- 動植物等の調査を実施
- 動植物と触れ合える機会を創出



【基本目標 2】

まちがきらきらと美しい「にのみや」の実現



【関連するSDGsの目標】



取組の目標：生活に息づくまちの風景を守ろう

【景観の保全】

自然豊かな二宮ですが、少子高齢化が進む中、誰もが暮らしやすいまちとするためには、都市機能の充実も重要であり、自然と都市が調和したまちづくりを行っていく必要があります。

このことから、自然と調和しながら都市としての良好な環境づくりに努めていきます。

●町の取組

- 適切な駐車・駐輪の意識啓発等を推進
- 空き地や空き家の適正管理を推進
- 緑に包まれた景観の保全を推進



【歴史・文化の保護】

人間のさまざまな活動の中から生まれた有形、無形の文化財は、全町民の財産であり、私たちが生きてきた証として後世に守り伝えていくべきものです。

このことから、まちの歴史や文化財を保全しながら、町民の歴史・文化に対する理解の促進を図っていきます。

●町の取組

➤重要文化財の保護

取組の目標：環境に配慮しながら快適性を高めよう

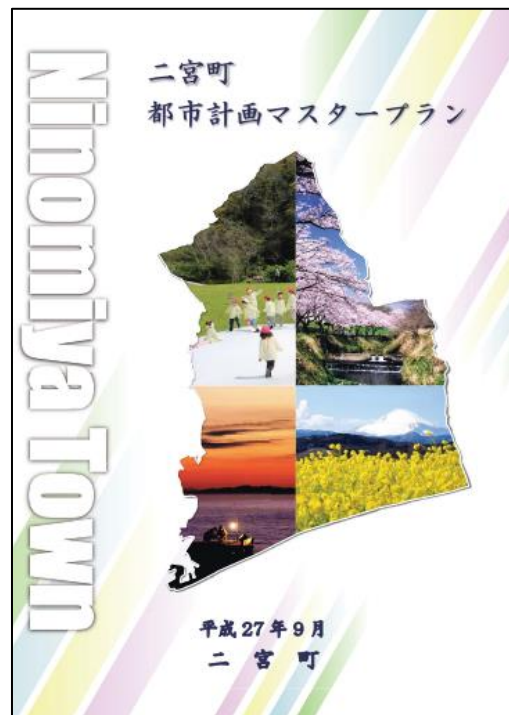
【計画的なまちづくりの推進】

都市としての快適性を高めるためには、自然や景観などに配慮しながら、町民生活が快適なものとなるよう計画的にまちづくりを推進していく必要があります。

このことから、二宮町都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進していくとともに、各地域等が主体となったまちづくりの促進や、自然に配慮したまちづくりの誘導を推進していきます。

●町の取組

- 開発行為等における緑化指導を推進
- 狭あい道路等拡幅整備の推進
- 計画的な道路環境を整備
- 地区計画を促進
- 高齢者等のごみ出し支援の推進



取組の目標：きれいで清潔なまちをつくろう

【環境美化の推進】

快適なまちづくりの基本は美しいまちを保つことであり、それには地域住民の環境美化への意識向上を図るとともに、日常生活における実践が必要不可欠です。

このことから、ごみのないきれいなまちをつくる取組を推進するとともに、花や緑を身近に感じられるまちづくりを推進していきます。

●町の取組

- ごみ置場散乱防止対策を推進
- 不法投棄対策を推進
- ごみのポイ捨ての防止を推進
- 地域美化活動を推進
- 花いっぱい運動を推進



取組の目標：健やかな空気と清らかな水があるまちをつくろう

【大気環境の保全】

町内に大気常時観測局は設置されていませんが、近隣の小田原市、秦野市、寒川町などに設置されている大気常時観測局では顕著な大気汚染は認められておらず、二宮町も良好な大気環境が維持されているものと考えられます。

一方で、町に寄せられる大気に関する苦情の多くが野焼きによるものとなっており、快適な環境を損ねるだけでなく、近隣トラブルを誘発するものとなっています。

このことから、大気に関する情報収集、提供を行うとともに、町民等における野焼きに対する意識啓発を推進していきます。

●町の取組

- 屋外燃焼行為による被害防止を推進
- 自動車からの排気ガス抑制に向けた取組を推進
- 大気環境汚染にかかわる調査等を実施

【水質環境の保全】

二宮町の中央を貫流する葛川、葛川と合流する打越川、吾妻山のすぐそばを流れる梅沢川(都市排水路)で継続的に水質調査を実施しています。河川の水質の指標である BOD(生物化学的酸素要求量)について、近年、葛川では上流・下流ともに環境基準を満足している一方で、打越川上流では、冬季に基準値を超過するケースもみられます。

このことから、水質に関する調査を継続的に実施するとともに、より良い水質環境づくりや水質改善に向けた取組を推進していくものとします。

●町の取組

- 公共下水道整備を推進
- 生活排水の水洗化を促進
- 河川の水質調査を実施
- 水質汚濁防止に向けた情報提供を推進
- 水質汚濁にかかわる対応を推進



【騒音・振動の防止】

町では定期的な道路騒音調査を実施していますが、一部を除き近年は町内の概ねの地点で環境基準を満たしており、騒音にかかわる苦情も年々減少しています。

このことから、今後も快適環境を維持していくため、騒音・振動にかかわる環境づくりと情報収集を行っていくものとします。

●町の取組

- 自動車からの騒音・振動抑制に向けた取組を推進
- 町内道路の騒音調査を実施
- 騒音・振動にかかわる対応を推進
- 計画的な道路環境を整備(再掲)



【基本目標 3】

目指せ脱炭素！地球のためにみんなが行動する「にのみや」の実現



【関連するSDGsの目標】

取組の目標：地球のことを考えて身近なことから行動しよう

【CO₂削減に向けた取組の推進】

平成 30(2018)年に公表された IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、「気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるため、令和 32(2050)年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする」ことが必要とされています。国内では、「令和 12(2030)年の温室効果ガス排出量について、平成 25(2013)年度比で 46%削減すること」を政府が表明し、これまでの「低炭素社会の形成」から「脱炭素社会の実現」が求められるなど、地球温暖化対策の更なる取組が必要となっています。

このことから、脱炭素社会を実現するために、「二宮町地球温暖化対策実行計画」に基づき行政事務を推進するとともに、二宮町として気候非常事態を宣言することで、町民一人ひとりが「地球規模で考えて、足元から取り組む」、すなわち「あなたの行動が地球環境を変える」といった意識と行動の転換を促進していきます。

●町の取組

- 町民の地球温暖化防止行動を促進
- 子どもたちの地球温暖化防止行動を促進
- 環境負荷の少ない公共交通の利用を促進
- 自転車利用を促進
- 地産地消を促進



【気候危機に備えた災害対策等の推進】

近年、地球温暖化による気候変動が深刻化し、豪雨・台風等の気象災害が私たちの生活に大きな影響を及ぼしており、地球温暖化対策には、これまでの温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」に加えて、深刻化する気候変動による生活への影響に対しどのように適応していくかという「適応策」の両輪での対策が必要とされています。

このことから、気候変動により必要と想定されている災害対策について取組を行っていきます。

●町の取組

- 集中豪雨時の冠水防止と水循環を推進
- ハザードマップ・防災情報アプリ等の活用を促進
- 熱中症対策の推進
- 感染症対策の推進
- 災害時に備えた自助・共助・公助の強化



取組の目標：「つくる責任・つかう責任」を意識して、
もったいないをなくしていこう

【3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進】

ごみ処理については、平塚市・大磯町・二宮町の1市2町ごみ処理広域化実施計画を推進しており、循環型社会の形成にあたっては、町民一人ひとりのきめ細やかなごみ減量等の意識が必要です。

このことから、ごみの排出や環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指して、発生抑制(リデュース：Reduce)、再使用(リユース：Reuse)、再生利用(リサイクル：Recycle)の3Rに基づくごみ処理・リサイクル事業をより一層推進するとともに、町民一人ひとりによるごみ減量の意識向上と実践の促進を図ります。

●町の取組

- 循環型社会の形成を目指した3R・3S*の推進
- 厨芥類*の発生抑制等のための普及啓発
- 生ごみ処理機の導入を促進
- ペーパーレス化による紙ごみの削減を推進
- グリーン購入*を推進
- リユースショップの利用を促進



<3S>

廃棄物の発生抑制によって循環量を少なくするスモール(Small)な循環、できるだけ地域内循環を行って循環に伴う移動距離を短くするショート(Short)な循環、ものを大事に使いライフサイクルを長くするスロー(Slow)な循環を合わせて3Sと言います。



取組の目標：環境に配慮したまちづくりを進めよう

【公共施設等の脱炭素化の推進】

脱炭素社会の実現には、地球温暖化の原因となる温室効果ガス(CO₂等)の排出を削減することや、排出した温室効果ガス(CO₂等)を吸収していくことに加え、限りある資源の石油や石炭等の化石燃料に代わる再生可能なエネルギーを利用していくことも重要です。

また、太陽光発電システムや蓄電池等の設備導入が進むと、エネルギーの脱炭素化を実現するだけでなく、災害時の停電対策などにも対応できるため、積極的に太陽光発電システムや蓄電池等を導入及び拡大していくことが求められています。

このことから、公共施設を中心とした再生可能エネルギー*や省エネ設備の導入について積極的に推進していきます。

●町の取組

- 公共施設における省エネ設備、再生可能エネルギーの導入
- 里山の再生と育成を促進(再掲)
- 公共施設の緑化の推進
- エコカーの導入推進



二宮小学校屋上

【適切ながみ処理の推進】

二宮町では、平塚市、大磯町と「1市2町ごみ処理広域化実施計画」に基づき広域ごみ処理を行っており、町のごみ処理については、「二宮町一般廃棄物処理基本計画」に基づきごみの減量化・資源化等の適切な処理を推進しています。

この2つの計画に基づき、循環型社会の形成に向けた適切ながみ処理を推進していくとともに、3R・3Sを推進していきます。

●町の取組

- 循環型社会を目指したごみ処理の推進
- 家庭系ごみの有料化の研究及び指定ごみ袋のあり方の検討
- 多量排出事業者への指導
- 事業系・家庭系ごみ処理手数料の研究
- 事業系ごみの排出ルール策定と指導
- 最終処分量の削減
- 二宮町ウッドチップセンターの適切な運営
- 広域ごみ処理による効率的な資源化
- 民間事業者委託による効率的な資源化
- ごみ処理施設等の適切な運営管理



5地域ごとのごみ収集カレンダー



ごみの分け方・出し方ガイド



品目で探すごみの分別

二宮町ホームページ

【基本目標 4】

あらゆる世代による環境づくりの輪が広がる「にのみや」の実現



【関連するSDGsの目標】

取組の目標：より良い環境について考え、取り組む人を育てよう

【環境教育・学習の推進】

町内の小中学校では、学校の特色に応じたさまざまな環境教育・学習が行われており、近年、子どもたちの環境に対する意識や知識が高まっている傾向にあります。今、まちの環境を保全することは、次世代の二宮を担う子どもたちのためでもあり、かつ、子どもたちが自ら未来の環境をつくっていくための土台づくりであると言えます。

このことから、子どもたちから大人まで、誰もが学べる、教育を受けられる場を創出していきます。

●町の取組

- まちの環境を知るための講座を実施
- 世界規模、地球規模での環境問題にかかわる教育・学習の推進



【環境保全のための意識啓発活動の推進】

まちの望ましい環境像を実現するには、町民一人ひとりの行動、町民・事業者・町の協働が必要不可欠であり、そのためには誰もが環境にかかわる情報を入手、共有できるとともに、まちの環境について自らが体験、参加しながら、その大切さや必要性について意識を向上させていくことが重要です。

このことから、多様な方法を用いながら環境にかかわる情報提供や体験の場づくりを行っています。

●町の取組

- 環境に関する情報提供の推進
- 体験しながら環境について学ぶ機会の創出
- 環境について学ぶ場、体験する場の拡大



取組の目標：手を取り合い、大きな輪となって豊かな環境をつかみとろう

【環境への想いを共有する場の創出】

町内では、地域、ボランティア団体、小中学生等がさまざまな環境保全活動に取り組んでおり、また、町民や子どもたちの環境問題に対する意識や関心も高くなっています。

今後は、その意識を更に高め、多くの町民が環境保全行動に参画していくことが重要です。

このことから、各地区や地域組織あるいは環境活動を行うボランティア団体等に対して支援を実施しつつ、多くの町民が活動に参加したり、家庭や学校、事業所などにおける環境保全活動が持続可能なものとなるよう検討していきます。

●町の取組

- 環境への想いをつなぐ場づくりの推進
- エコフェスタにのみやの持続可能な展開
- 地区(自治会、町内会等)や地域組織の支援
- 各団体との連携強化



本計画は、望ましい環境像を実現するための基本的な考え方を示した計画であり、具体的な事業は、実施計画に位置付けていくものとします。

実施計画に位置付けている事業はおおよそ 80 事業ありますが、事業の進捗管理につきましては、二宮町総合計画における行政評価をもとに推進していきます。

なお、実施計画に位置付けている事業において、望ましい環境像を実現するにあたり、特に重要な事業を3つの「トコトンにのみやプロジェクト」として位置付け、ここで位置付けた事業は、毎年数値目標（指標）を用いて進捗管理をしていくものとします。

3つの「トコトンにのみやプロジェクト」で進捗管理をした事業に関しては、前期実施計画の終了に合わせて全体の反省を行い、必要に応じて事業や指標を見直しながら、後期実施計画を策定するものとします。

トコトンにのみやプロジェクト

～トコトン重点的に、一生懸命取り組む事業～

- トコトン「行動の輪を広げよう！」プロジェクト
- トコトン「地球にやさしくしよう！」プロジェクト
- トコトン「まちを美しくしよう！」プロジェクト



●トコトン「行動の輪を広げよう！」プロジェクト

基本目標の「活動の輪」にかかわる事業

- ・世界規模、地球規模での環境問題にかかわる教育・学習の推進
- ・環境に関する情報提供の推進
- ・体験しながら環境について学ぶ機会の創出
- ・環境への想いをつなぐ場づくりの推進



●トコトン「地球にやさしくしよう！」プロジェクト

基本目標の「地球環境」にかかわる事業

【気候変動・緩和策】

- ・町民の地球温暖化防止行動を促進
- ・子どもたちの地球温暖化防止行動を促進
- ・公共施設における省エネ設備、再生可能エネルギーの導入
- ・循環型社会形成を目指した 3R・3S の推進



【気候変動・適応策】

- ・熱中症対策の推進
- ・ハザードマップ・防災情報アプリ等の活用を推進（災害時の情報共有など）

●トコトン「まちを美しくしよう！」プロジェクト

基本目標の「自然環境・生活環境」にかかわる事業

- ・吾妻山をはじめとする公園等の維持管理と運営の推進
- ・葛川の美化を推進
- ・生物多様性の保全を推進
- ・地域美化活動を推進



第6章 計画の推進方法

1. 計画の進捗管理

(1) 進捗管理の考え方

本計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施、点検・評価、見直しまでの流れを、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検・評価）→ Action（改善）による環境マネジメントシステム*により進捗管理していきます。

(2) 進捗管理の方法

本計画に示した望ましい環境像を実現するための取組に基づく具体的な町の事業は、別途策定する第3次二宮町環境基本計画（前期・後期）実施計画（以下、実施計画）で示すものとします。

実施計画では、計画に位置付けた中から特に重要な事業を3つの「トコトンにのみやプロジェクト（以下、プロジェクト）」としてまとめました。プロジェクトに位置付けた事業に関しては、毎年、数値目標（指標）を用いて進捗管理をしていきます。

なお、進捗管理の内容については、毎年、二宮町環境審議会へ報告するとともに、必要に応じた取組の調整や補完等を行いながら、柔軟に推進していくことで、望ましい環境像を目指すこととします。

2. 計画の進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、実施計画に基づき進捗管理の評価を行った結果を町のホームページなどに掲載することにより、広く町民等に公表していくものとします。

3. 計画の推進体制

(1) 二宮町環境審議会

本計画の進捗状況に対して客観的立場から意見をいただきます。また、実施計画に示す事業の実施状況及び目標の達成状況について報告し、意見・提言を受けます。

(2) 庁内での取組

庁内で横断的に取組を進めるほか、国や県、近隣の市町村とも連携を図り、計画の実現を目指します。

(3) 町民・事業者に対する取組

本計画と実施計画に基づき、町は様々な事業を実施していきますが、本計画で位置づけた望ましい環境像「緑と水辺、そして海が織りなす多様な自然といつまでも共生し、環境づくりの輪が広がる美しいまちにのみや」を実現するためには、町、町民、事業者の三者協働で各主体が積極的に環境保全行動に取り組むことが必要不可欠です。

町民や事業者の行動を進捗管理することは難しいですが、環境に関する意識向上のきっかけとなるよう、広報紙や DX*化を見据えたホームページ・SNS での情報発信、町で実施している環境に関する様々なイベントや学習講座などの機会を通じて、啓発活動を行います。

また、町民や事業者、各地域住民、環境団体等との「対話」を積極的に行うことで、より一層連携を深め、環境保全行動を促進していきます。

(4) 子どもたちに対する取組

本計画は、持続可能な未来をつくるための計画とも言えます。すなわち、次世代の二宮町で生活し活躍する子どもたちのために、より良い環境を残し、創造するための計画です。

このことから、本計画に基づき、町民、事業者、町が望ましい環境像の実現に向かって行動するとともに、その行動を次世代へと引き継ぐことのできる環境づくりを行っていく必要があります。

町が実施する環境出前授業やイベント、町のホームページでの子ども向け環境情報サイトの公開、学校での環境教育、地域ぐるみでの子どもたちとの関わりを通じて、二宮町の未来を担う子どもたちの環境保全意識を育てていくものとします。



二宮町ホームページの環境情報サイト



子どもたちを対象とした環境意識啓発イベント

参考資料

(1)二宮町環境基本条例
(2)第3次二宮町環境基本計画に関する諮問・答申
(3)第3次二宮町環境基本計画の策定経過
(4)二宮町環境審議会委員名簿
(5)将来都市構造図
(6)用語集

(1)二宮町環境基本条例

平成 10 年 12 月 22 日条例第 24 号

私たちのまち二宮町は、きらめく太陽と青い海、そして海岸線に沿ってのびる高い松、緑あふれる豊かな丘陵に囲まれた気候温暖で静かな落ちついた住宅の町として発展をしてきた。

私たちの生活は、高度な科学技術等の恩恵を受けて、便利となり豊かなものとなってきたが、その反面で公害や自然環境の破壊、資源やエネルギーの大量消費等、環境への様々な負荷を生み、環境への影響が懸念されるようになってきた。

私たちは、だれもが良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、将来の世代にその恵みを引き継ぐため、良好な環境の保全と創造に努め、自然と調和した健全で持続可能な発展をめざしていかなければならない。

私たち一人ひとりが共に力を合わせ、良好な環境の保全と創造に向けた取り組みを推進し、人と自然を思いやる文化と活力に満ちた湘南にのみやを創るために、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境保全等の施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境保全等は、町民の健康で安全かつ文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものである。町、町民及び事業者は、これを将来にわたり維持向上させ、現在及び将来の町民がこの恵みを楽しむことができるよう積極的に推進するものとする。

2 町、町民及び事業者は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の実現をめざして、エネルギーの合理的な利用、資源の循環的な利用その他環境保全等に関する行動について、それぞれの役割に応じた責務を果たすため積極的に取り組むものとする。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町、町民及び事業者がそれぞれの事業活動及び日常生活においてその保全の必要性を認識しつつ、積極的に推進するものとする。

(町の責務)

第 4 条 町は、基本理念に基づき、環境保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、基本理念に基づき、環境資源を適正に管理し、自らの施策の実施にあたっては、環境への負荷の低減その他環境保全等に必要な措置を講じなければならない。

3 町は、国や県その他の地方公共団体と連携し、環境保全等に努めなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、人と環境との関わりを深く認識し、その日常活動に伴う環境への負荷の低減及び地球環境の保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念に基づき、環境保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施するこれらの施策に参加し、協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、基本理念に基づいて、これに伴う環境への負荷の低減その他環境保全等に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に基づき、環境保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施するこれらの施策に参加し協力するように努めなければならない。

（基本的な施策）

第7条 町は、環境保全等に関する基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策を重点的に推進するものとする。

（1）美しい渚の保全 海岸の松林の保全や自然と建築物等の調和のとれた景観の形成に努め、海岸の浸食防止を国や県とともに推進すること。

（2）自然環境の保全 丘陵地等の緑地や生態系の保護に努めるとともに、その良好な自然環境を保全すること。

（3）快適な生活環境の確保 地域の環境美化の推進や緑の創造に努めること。

（4）健康で安全な生活環境の保全 公害の対策の推進や有害化学物質の安全対策に努めること。

（5）廃棄物の排出抑制等 廃棄物の発生を抑制し、適正に処理するとともに、資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用を推進すること。

（6）地球環境の保全 地球温暖化防止対策等の地球環境の保全のための施策を推進すること。

（7）環境の創造と町民参加 町民の参加協力を得て、環境の保全等に必要な施策を推進するとともに、環境の保全等を目的とした団体との連携を進めること。

（8）環境管理システムの展開、庁内の環境管理の推進に努めるとともに、事業者等の自主的な環境管理を促進すること。

（環境基本計画）

第8条 町長は、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境保全等に関する目標及び基本的な施策

（2）環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ町民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、二宮町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境審議会）

第9条 環境保全等に関する基本的事項を調査審議するため、二宮町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 環境保全等に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項
(調査研究)

第10条 町は、環境保全等に関する施策を適正に推進するため、必要な調査研究を行なうものとする。

(活動への支援)

第11条 町は、町民及び事業者が自主的に行なう環境保全等に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるとともに、環境保全等に関する理解を深めるため、環境学習の推進に努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2)第3次二宮町環境基本計画に関する諮問・答申

< 諮問 >

令和3年11月1日

二宮町環境審議会
会長 室田 憲一 様

二宮町長 村田 邦子

二宮町環境基本計画の策定について（諮問）

二宮町環境基本条例第8条第3項の規定に基づき、二宮町環境基本計画の策定について諮問します。

< 答申 >

令和5年3月7日

二宮町長 村田 邦子 様

二宮町環境審議会
会長 室田 憲一

第3次二宮町環境基本計画の策定について（答申）

令和3年11月1日付で、当審議会に諮問のありました第3次二宮町環境基本計画については、2ヶ年度にわたり当審議会でも審議を重ね、このたび審議を終了いたしましたので、別添の通り計画を添えて答申いたします。

町長におかれましては、この答申を踏まえ二宮町の環境保全等に関する基本的な計画を策定され、着実な推進に努められるよう要望いたします。

なお、本計画の実施・推進にあたっては、時代の変化に合わせ柔軟に対応しつつ、町民、地域、事業者、町による連携・協力のもと、他の分野の施策等とも横断的に連携し、二宮らしい環境活動が継続的に推進されることを強く期待いたします。

(3)第3次二宮町環境基本計画の策定経過

<二宮町環境審議会の検討経過>

開催日	検討内容
令和3(2021)年 11月1日	令和3(2021)年度第1回二宮町環境審議会 ・次期環境基本計画の策定について
令和4(2022)年 3月29日	令和3(2021)年度第2回二宮町環境審議会 ・町民アンケート、中学生アンケートの結果 ・計画策定に伴う方向性等 ・今後のスケジュール
令和4(2022)年 6月30日	令和4(2022)年度第1回二宮町環境審議会 ・第3次計画の体系(イメージ) ・第2次環境基本計画と第3次環境基本計画の比較 ・3つのトコトンにのみやプロジェクト(重点事業) ・計画の体系案に基づく、町の取組(施策・事業)案
令和4(2022)年 8月1日	令和4(2022)年度第2回二宮町環境審議会 ・令和4(2022)年度第1回環境審議会に対する委員意見にかかわる 今後の町対応 ・3つのトコトンにのみやプロジェクト(重点事業) ・計画の体系案に基づく、町の取組(施策・事業)案 ・二宮町環境基本計画骨子案
令和4(2022)年 9月30日	令和4(2022)年度第3回二宮町環境審議会 ・次期環境基本計画及び前期実施計画の検討
令和4(2022)年 11月8日	令和4(2022)年度第4回二宮町環境審議会 ・次期環境基本計画及び前期実施計画の検討
令和5(2023)年 3月7日	令和4(2022)年度第5回二宮町環境審議会 ・次期環境基本計画のパブリックコメントについて ・次期環境基本計画前期実施計画(案)について

<意見募集の実施>

実施期間	意見募集の対象
令和5(2023)年1月4日(水)～ 令和5(2023)年2月3日(金)	第3次二宮町環境基本計画(案)について

(4)二宮町環境審議会委員名簿

選出区分	氏名	役職等	期間
町民 (1号委員)	志賀 正也	二宮町地区長連絡協議会	～令和4年4月25日
	梁井 幸次	二宮町地区長連絡協議会	令和3年4月26日～
	亀井 常彰	公募町民	～令和4年8月29日
	渡辺 哲	公募町民	
事業者 (2号委員)	片岡 宇一郎	二宮町商工会 会長	
	井上 宗士	二宮町農業委員会 会長	
学識経験を 有する者 (3号委員)	土谷 美智代	神奈川県地球温暖化防止活動 推進員	
	室田 憲一	東海大学教養学部人間環境学科 教授	
	品川 高儀	NPO 法人全国森林インスト ラクター 神奈川会理事	～令和4年8月29日
	和田 智司	二宮町立二宮西中学校 校長	令和3年4月1日～
	坂本 広美	神奈川県環境科学センター 調査研究部 部長	

令和3年度二宮町環境審議会

会長 室田 憲一 委員

副会長 品川 高儀 委員

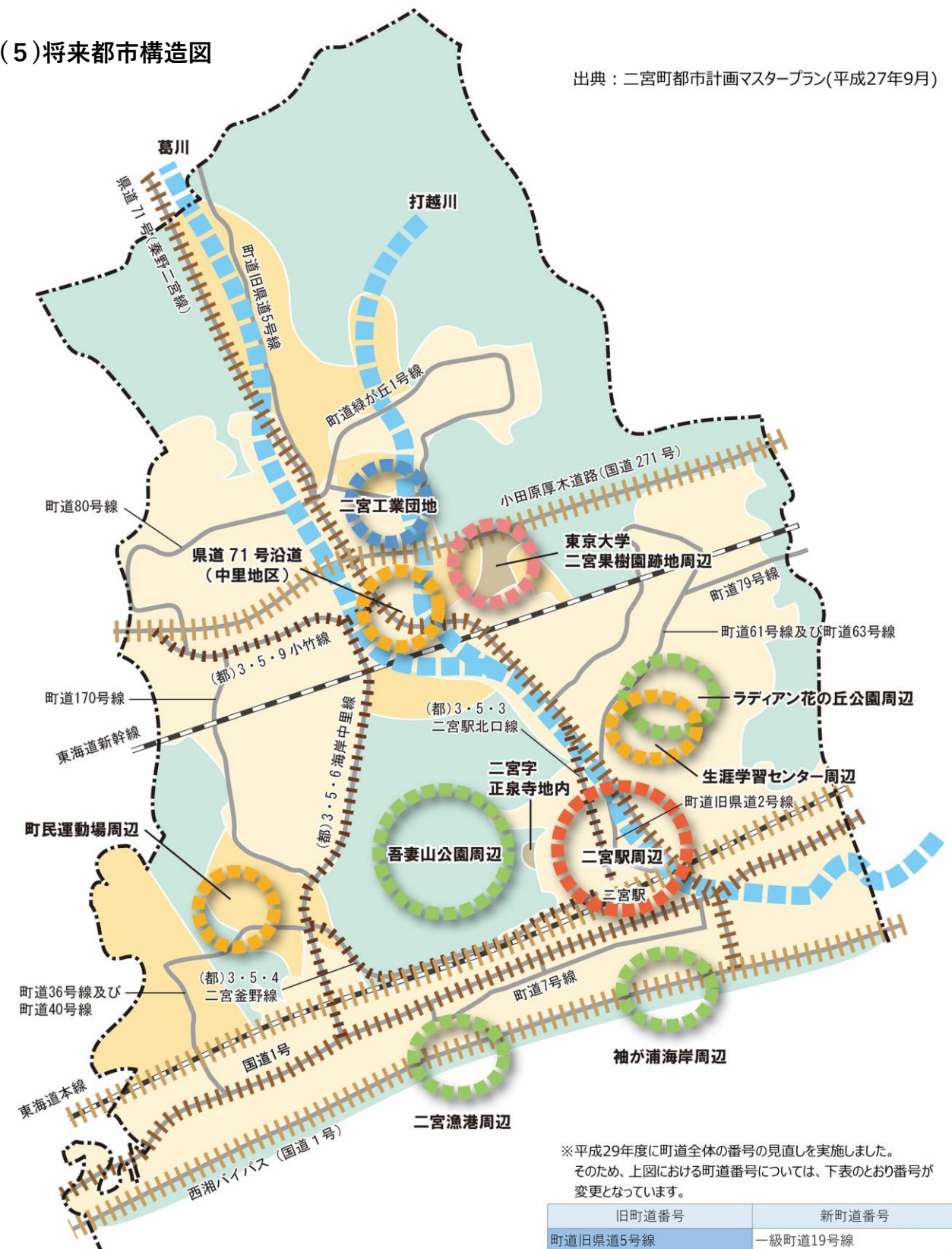
令和4年度二宮町環境審議会（令和4年9月30日～）

会長 室田 憲一 委員

副会長 土谷 美智代委員

(5) 将来都市構造図

出典：二宮町都市計画マスタープラン(平成27年9月)



凡 例

	中心拠点		広域連携軸		市街地ゾーン
	生活拠点		都市連携軸		自然環境保全ゾーン
	産業拠点		地域連携軸		田園環境共生ゾーン
	観光交流拠点		水と緑の軸		土地利用転換検討ゾーン
	新交流拠点		鉄道		道路

※平成29年度に町道全体の番号の見直しを実施しました。
そのため、上図における町道番号については、下表のとおり番号が変更となっています。

旧町道番号	新町道番号
町道旧県道5号線	一級町道19号線
町道緑が丘1号線	一級町道18号線
町道80号線	一級町道16号線
町道170号線	一級町道10号線
町道79号線	一級町道6号線
町道61号線	一級町道5号線
町道63号線	一級町道3号線
町道旧県道2号線	一級町道1号線
町道7号線	一級町道7号線
町道36号線及び町道40号線	一級町道11号線

(6)用語集

持続可能な開発目標「SDGs」(Sustainable Development Goals)について

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、持続可能でより良い世界を目指す 2030 年までの国際目標です。

17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、「誰一人取り残さない」ということを理念のもと、日本としても積極的に取り組んでいます。

また、それぞれのゴールが、相関に関係しており、1つのゴールの達成が、ほかのゴールにもつながる構造となっています。

さらに、SDGs の階層構造を示すモデルとして、ストックホルムのレジリエンス・センター所長であるヨハン・ロックストローム氏が、「ウェディングケーキモデル」を提唱しています。

このモデルは、SDGs の目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」を頂点として、その下にある「環境」「社会」「経済」の3つの階層によって構成されています。

「環境」は、水や海、森林等の持続可能な利用や生物多様性の保全、気候変動等の環境問題についての目標となっています。

「社会」は、貧困や福祉、教育やエネルギー問題、差別・偏見問題といった、人間が不自由なく社会生活を送るための目標となっています。

「経済」は、経済成長の促進や技術革新、循環型社会の形成、国家間の不平等の是正など人々の働きやすさや、国、世界の経済発展を目指した目標となっています。

このように、生物が住む「環境」によって「社会」が成り立ち、「経済」が発展していくことで、国や企業をはじめとした人々がパートナーシップを組み、持続可能な社会を作り上げることを目標にしています。



■ SDGs のウェディングケーキモデル

【あ行】

維管束植物

維管束と呼ばれる通道組織を有する植物の総称。維管束とは、水分や根から吸上げた無機養分の通路となる「木部」と、葉でつくった有機養分の通路となる「師（ふり）部」とを合わせた組織のこと。

エコフェスタにのみや

平成18年より毎年開催されている、環境づくりの普及を目的としたイベント。町内の様々な環境団体が構成される「環境づくりフォーラム」(町民活動)と町が連携して運営している。

【か行】

カーボンニュートラル

家庭や事業所が排出する温室効果ガスを省エネルギー活動により削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護といった「ほかの場所で吸収」することで差し引きとしてゼロにする取組のこと。

環境基準

環境基本法により、国が定める「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音にかかわる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでい

くことを「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを環境マネジメントシステムという。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化の進行を抑制する取組。再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策による温室効果ガス排出量削減、緑化等による二酸化炭素吸収源の増加等の取組が進められている。

気候非常事態宣言

国や都市、地方公共団体等の行政機関や、大学、学会等が気候変動危機について非常事態宣言を出すこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、環境への配慮から必要性を十分に考慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先して購入すること。

消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

ごみ処理広域化

市町村ごとにごみ処理施設を整備するのではなく、ごみ処理費用の削減や有害物質排出量の抑制のため、区域を超えてより広域で1箇所施設を集約すること。

【さ行】

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、温度差等が挙げられる。

自治体排出量カルテ

環境省が提供している地方公共団体における二酸化炭素等の排出量に関する情報を包括的に整理した資料。

循環型社会

20 世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000 年に日本は循環型社会を目指す「循環型社会形成推進基本法」を制定した。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。

脱炭素社会

地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出量が「実質ゼロ」の社会のこと。

生物多様性

地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物の豊かさ（多様性）を、生物の種、生物が生活する環境（生態系）、生物の遺伝子の 3 つの段階からとら

えている。

【た行】

大気汚染

大気中の微粒子や有害な気体成分が増加して、人の健康や環境に悪影響をもたらすこと。人間の経済的・社会的な活動が主な原因である。

厨芥類

台所等から出る野菜のくずや食べ残しなどの生ごみのこと。

適応策

気候変動の影響を回避、軽減する取組。熱中症の予防啓発や豪雨、洪水、土砂災害などの被害を軽減するための対策が挙げられる。

特定外来生物

海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの。「外来生物法」に基づいて、その飼養、保管、運搬、輸入などの取り扱いが規制される。

【な行】

二宮町ウッドチップセンター

平塚市・大磯町・二宮町の 1 市 2 町によるごみ処理広域化により、各家庭や公園などから排出される剪定枝を、同センター内の破砕機によりチップ化し、資源として発電燃料や堆肥等に取りサイクルする施設。平成 27 年 10 月より稼働している。

ニ宮町都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、町の総合計画や県の「整備、開発及び保全の方針」に即して定めるもの。長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた土地利用のあり方、道路や公園・緑地の整備のあり方等、都市づくりの方針を明らかにする計画である。

【は行】

風致地区

都市内の自然的景観を維持するため、都市計画法により指定される区域。

【や行】

有害鳥獣

イノシシ、ニホンジカ、ハシブトガラス、アライグマ等、人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。

【英数字】

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物を酸化分解するために微生物が必要とする酸素量で、水質汚濁度合いを示す指標の1つ。数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを表す。

DX(デジタルトランスフォーメーション)

Digital Transformation の略。企業がデジタル技術を用いて、ビジネスにおける激しい変化への対応、業務や企業文化の改革、競争の優位性を持つこと。

IPCC

(国連の気候変動に関する政府間パネル)

Intergovernmental Panel on Climate Change の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63（1988）年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

SDGs

P.58「持続可能な開発目標「SDGs」(Sustainable Development Goals)について」を参照。



©東京ハイジ/二宮町

第3次二宮町環境基本計画

発行年月 令和5(2023)年3月

発行 神奈川県二宮町

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

電話 0463-71-5879

編集 二宮町都市部生活環境課



緑と水辺、そして海が織りなす多様な自然といつまでも共生し、
環境づくりの輪が広がる美しいまち へのみや